

『第4次やお防犯計画』

～安全で安心して生活することのできる地域社会の実現～



令和7(2025)年3月

八尾市

はじめに

市では、市民の願いである『安全で安心して生活することのできる地域社会の実現』をめざし、平成 15（2003）年 1 月に八尾市地域安全条例を施行するとともに、平成 17（2005）年 10 月には「やお安全安心憲章」を制定しました。また、平成 23（2011）年 3 月に「やお防犯計画」、平成 28（2016）年 3 月に「第 2 次やお防犯計画」、令和 3（2021）年 3 月に「第 3 次やお防犯計画」を策定し、防犯の取り組みを計画的に進めてきました。

市内街頭犯罪の認知件数については、令和 2（2020）年には 871 件であったのが、令和 5（2023）年には 1,095 件とやや増加しました。ひったくりや路上強盗の年間認知件数はほぼ横ばいであったものの、自転車盗は令和 2（2020）年に 557 件であったのが令和 5（2023）年では 809 件に増加しています。また、特殊詐欺の認知件数は令和 2（2020）年に 25 件であったのが令和 5（2023）年では 127 件に増加しています。「第 3 次やお防犯計画」に基づく施策の一定の効果はみられましたが、更なる取り組みが必要です。

「地域防犯活動の推進」、「防犯に配慮した環境づくりの推進」では、八尾市地域安全・安心のまちづくり基金の活用による地域団体の活動支援や大阪府の支援による地域安全センターの設置、また、警察や大阪経済法科大学の学生防犯隊※と連携した青色回転灯付パトロール車による巡回活動、防犯灯整備・維持管理に対する補助、防犯カメラの設置などを推進してきました。

「犯罪における弱者への防犯対策」では、子どもの安全見守り隊の活動促進や、学校園での防犯教室・防犯訓練など、子どもを対象とした取り組みを進める一方で、特殊詐欺被害防止のための啓発や地域での防犯講演会など、高齢者や女性などに対する防犯対策についても継続して取り組みを進めてきました。

警察力の強化による検挙率の向上については、警察が中心となって取り組んでいます。犯罪の抑止に向けては、引き続き市の果たす役割が大きいものと考えています。

そして、地域においては防犯灯の整備・維持管理、「こども 110 番の家」への協力、また、地域内での見守り活動など、自主的な取り組みを積極的に進めています。さらに、事業者による地域ボランティア団体との連携や「こども 110 番の店」への協力なども合わせ、犯罪者が犯行をあきらめるような「スキのないまちづくり」に繋がる取り組みが進みつつあります。

市は、ハード面での取り組みを推進するとともに、地域の安全と安心の確保のために、市民や地域が行政や警察、各種事業者などと協力しながら行っている自主防犯活動といったソフト面での取り組みを継続して行うことが肝要ととらえています。

市民が自主的に取り組む防犯活動を支援することは、地域コミュニティの連携をはぐくむこととなり、地域のきずなを深めることに繋がります。引き続き、地域、関係団体、警察、大阪府などとの連携を強化しながら、ハードとソフトの両面において「犯罪の起こりにくいまちづくり」を推進していきます。

※大阪経済法科大学学生防犯隊：平成 26（2014）年 12 月に結成された、防犯活動を主に行うボランティア団体で、八尾市の防犯の取り組みに多数参加している。また、令和 2（2020）年 9 月には、大阪経済法科大学と八尾市との間で学生防犯隊の活動の支援に関する覚書を締結している。

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 計画の期間	1
第2章 大阪府および八尾市における犯罪発生現状.....	2
1. 刑法犯認知件数の推移	2
2. 大阪重点犯罪認知件数の推移	8
3. 街頭犯罪認知件数の推移	12
4. 子どもの被害発生状況（声かけ行為など）	14
5. 特殊詐欺の発生状況	16
第3章 市民の防犯意識－市民アンケート調査－.....	18
1. アンケート調査概要	18
2. アンケート調査結果	20
第4章 安全で安心なまちづくりにおける課題.....	29
第5章 計画の基本目標と考え方.....	32
1. 防犯計画の考え方	32
2. 数値目標の設定	33
3. 重点施策	34
4. 計画推進にあたっての視点 ～ 犯罪の起こりにくいまちづくり ～	36
第6章 安全で安心なまちづくりに向けての具体的な取り組み.....	37
1. 市の取り組み	37
2. 市民等の取り組み	47
3. 事業者の取り組み	49
第7章 計画の推進体制.....	50
1. 全市的な推進体制	50
2. 地域における推進体制	50
3. 庁内の推進体制	50
資料編.....	52
＜八尾市地域安全条例＞	53
＜八尾市地域安全推進会議＞	54
＜やお安全安心憲章＞	55

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化に伴う家族形態の変化や都市化の進行などにより、地域の連帯感が希薄になる傾向があります。こうした社会情勢の変化と市民の防犯意識の問題などあいまって、犯罪が起きやすい環境が形成されつつあります。

市では、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的として、市、市民、事業者が果たすべき役割などを明らかにするとともに、安全意識の高揚と地域安全の推進に関して基本となる事項を定めた八尾市地域安全条例を平成15（2003）年に施行しました。また、市は本条例に基づき、市・警察・防犯関係団体などで構成される地域安全推進会議を設置し、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現をめざしています。

令和5（2023）年の全国の刑法犯認知件数は、703,351件と、戦後最少となった令和3（2021）年から2年連続して増加し、令和元（2019）年の水準（令和元年の全国の刑法犯認知件数は748,559件）に近づいており、今後の動向について注視すべき状況にあります。総数に占める割合が大きい街頭犯罪の伸び率が大きく、その中でも、自転車盗は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による人流の増加が一定程度影響したとみられています。また、特殊詐欺は、匿名・流動型犯罪グループ*等により、組織的に敢行している実態にあり、令和4（2022）年、令和5（2023）年と増加が続き、深刻な情勢が続いています。

これらの犯罪から市民の生活・生命と財産を守るためには、市や警察、防犯関係団体などが連携を強化し、安心して暮らしやすい、治安の良いまちをつくる必要があります。また、犯罪を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもと、普段から犯罪防止について心がけるよう防犯意識の啓発を図り、市民とともに地域に根ざした幅広い防犯活動を展開していくことが重要となっています。

こうした状況を受け、「安全で安心して生活することのできる地域社会の実現」をめざして、「第4次やお防犯計画」を策定するものです。

※匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）：SNSを通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪集団

2. 計画の対象

この計画では、街頭犯罪をはじめ、子どもや女性を狙った性犯罪など住民が著しく不安を感じる犯罪として大阪府警察が指定している大阪重点犯罪など、子ども、女性、高齢者、障がい者などの社会的弱者が普段の生活において被害者になりうる身近な犯罪を対象とします。

3. 計画の期間

この計画は、八尾市第6次総合計画後期基本計画の期間に合わせ、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても社会情勢などの変化を踏まえ、必要な場合には計画内容の見直しを行います。

第2章 大阪府および八尾市における犯罪発生現状

1. 刑法犯認知件数の推移

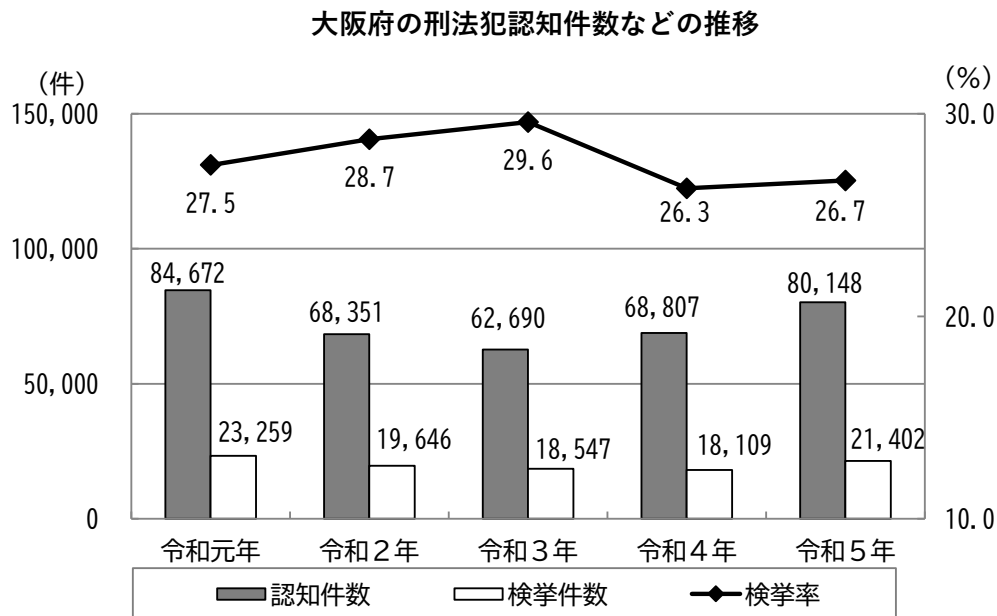
(1) 大阪府の刑法犯認知件数などの推移

大阪府の刑法犯※の犯罪認知件数※をみると、令和5（2023）年は80,148件で、令和元（2019）年の84,672件と比べると約4,000件減少しています。検挙率は上昇傾向にあり、令和5（2023）年には26.7%となっています。

ただし、全国的にみると大阪府の犯罪発生状況は、依然として高い水準にあります。

※刑法犯：【凶悪犯】殺人、強盗、放火、不同意性交等
【粗暴犯】暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
【窃盗犯】窃盗
【知能犯】詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等に関する法律」に規定する罪
【風俗犯】賭博、わいせつ、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪
【その他】公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊など前記に掲げるもの以外の刑法犯

※犯罪認知件数：警察など捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数



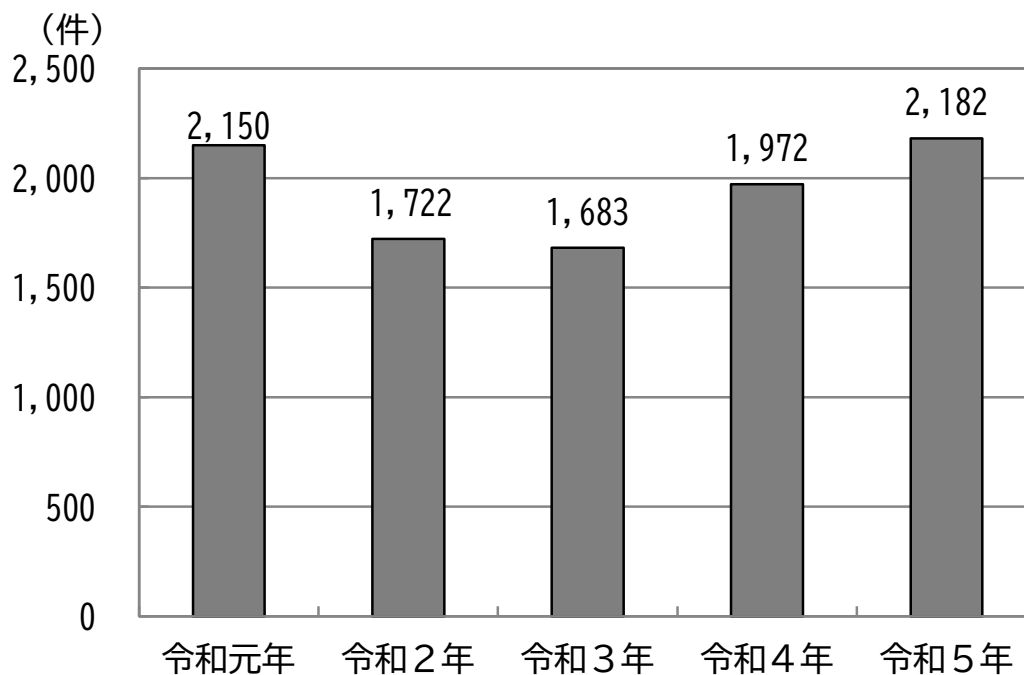
※国外発生・発生地不明を含む
資料：大阪府警察ホームページ

（２）八尾市の刑法犯認知件数の推移

八尾市の刑法犯認知件数をみると、令和３年（2021）年では 1,683 件となっていました
が、令和４（2022）年では 1,972 件、令和５（2023）年では 2,182 件と増加傾向にあります。

また、令和５（2023）年の大阪府内市町村別の刑法犯認知件数をみると、八尾市は 43 市
町村中でワースト４位となっています。

八尾市の刑法犯認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ

令和５（2023）年 大阪府下市町村別刑法犯認知件数 上位５市町村

	市町村名	全刑法犯（件）
1	大阪市	39,408
2	堺市	6,173
3	東大阪市	4,642
4	八尾市	2,182
5	茨木市	2,062

資料：大阪府警察ホームページ

（３）大阪府内市町村の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）

令和 5（2023）年の大阪府内市町村別の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）をみると、八尾市は 837 件と、43 市町村中ワースト 9 位となっています。大阪府平均の 913 件より低くなっていますが、全国平均の 563 件は大きく上回っています。

令和 5（2023）年 大阪府内市町村別人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）

	市区町村名	全刑法犯（件）	人口 10 万人当たりの 刑法犯件数（犯罪率）
1	大阪市	39,408	1,429
2	門真市	1,406	1,200
3	東大阪市	4,642	970
4	大東市	1,108	952
5	松原市	1,092	936
6	四條畷市	504	927
7	守口市	1,261	893
8	泉大津市	645	882
9	八尾市	2,182	837
10	泉佐野市	782	790
11	岸和田市	1,433	762
12	堺市	6,173	756
13	茨木市	2,062	722
14	摂津市	613	710
15	寝屋川市	1,597	707
16	貝塚市	572	693
17	泉北郡	114	688
18	和泉市	1,250	684
19	高石市	365	646
20	池田市	662	643
	大阪府	80,148	913
	全国	703,351	563

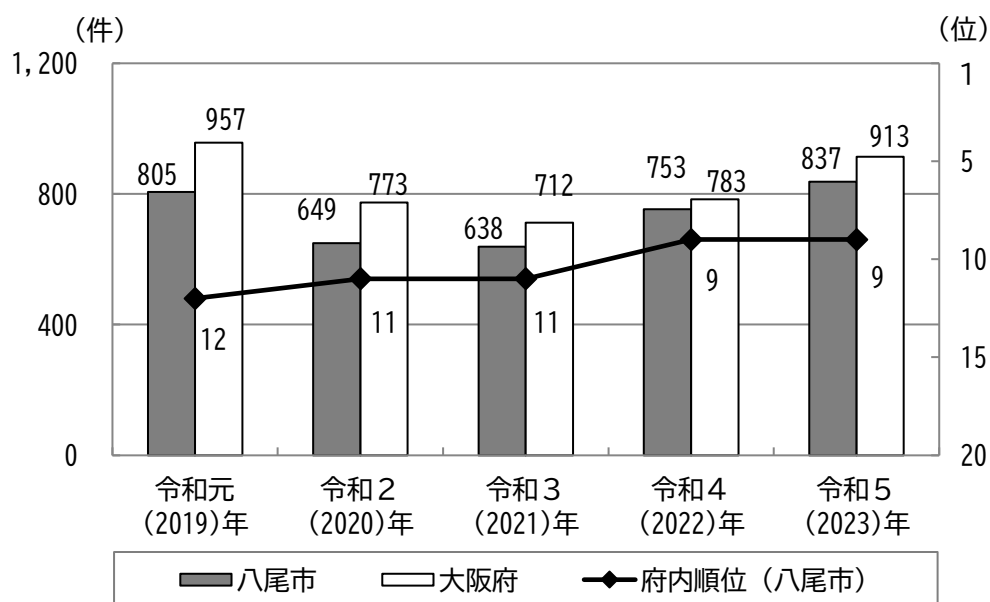
※大阪府の刑法犯件数には国外発生・発生地不明を含む
 資料：大阪府警察ホームページ、警察庁犯罪統計、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和 6（2024）年 1 月 1 日）

（４）大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）の推移

人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数(犯罪率)の推移をみると、八尾市は令和元(2019)年には 805 件でしたが、令和 3（2021）年にかけて減少した後、令和 3（2021）年から令和 5（2023）年にかけて増加しています。大阪府と比較すると、令和 5（2023）年には八尾市が 76 件少なくなっており、前年よりもその差は大きくなっています。

府内市町村での犯罪率の順位をみると、令和 4（2022）年、令和 5（2023）年は府内でワースト 9 位となり、令和元（2019）年以降最も高くなりました。

大阪府と八尾市の人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）などの推移

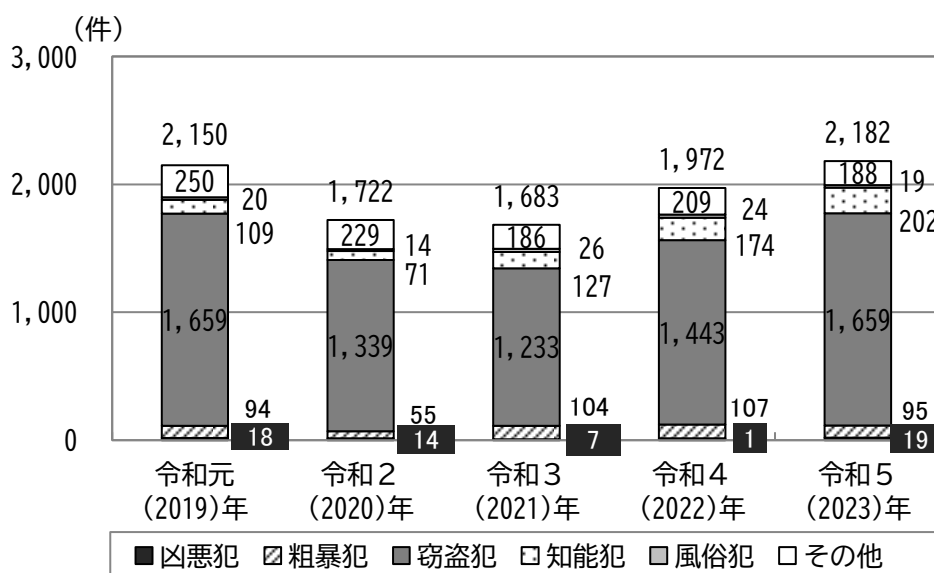


資料：大阪府警察ホームページ、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年 1 月 1 日）

（５）八尾市の罪種別認知状況の推移

刑法犯認知件数の罪種別認知状況をみると、各年とも窃盗犯の認知件数の占める割合が最も高くなっています。窃盗犯は令和３（２０２１）年の１,２３３件までは年々減少していましたが、令和４（２０２２）年には１,４４３件（７３.２％）、令和５（２０２３）年には１,６５９件（７６.０％）と増加傾向となっています。

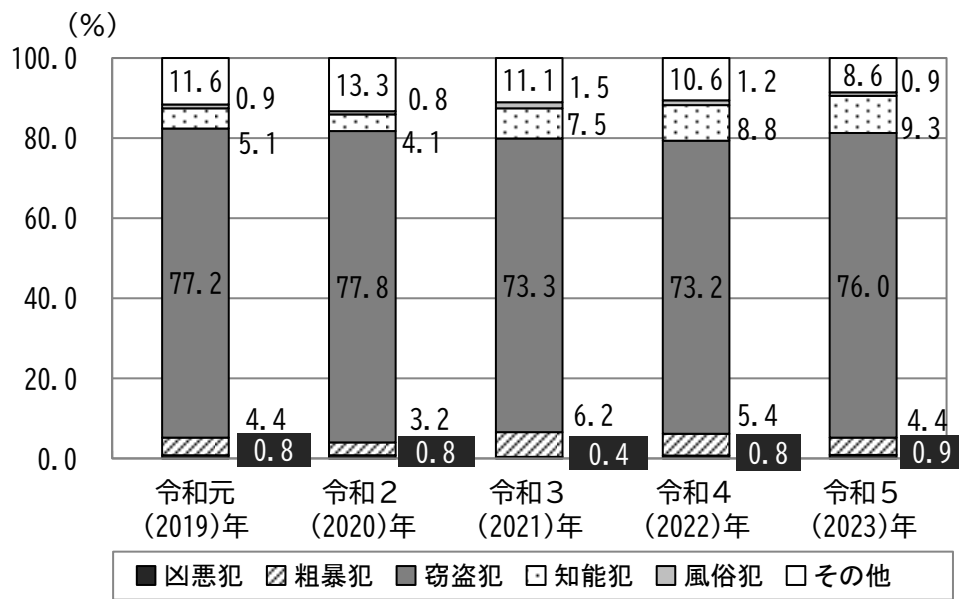
八尾市の罪種別認知状況の推移（件数）



単位（件）	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和5（2023）年	2,182	19	95	1,659	202	19	188

資料：大阪府警察ホームページ

八尾市の罪種別認知状況の推移（割合）



資料：大阪府警察ホームページ

2. 大阪重点犯罪認知件数の推移

大阪重点犯罪※とは、生活するうえで住民が強く不安を感じるため、大阪府警察において特に取り締まりを強化している犯罪をいいます。私たちの身近で発生する大阪重点犯罪は、体感治安※に大きく影響します。

※大阪重点犯罪：

- 【不同意性交等】暴行や脅迫を用いて性交などをするもの
- 【不同意わいせつ】暴行や脅迫を用いてわいせつな行為をするもの
- 【公然わいせつ】公の場でわいせつな行為をするもの
- 【痴漢】著しく羞恥させ、または不安を覚えさせるような方法で、公共の場で人の身体に触れるもの
- 【特殊詐欺】現金やキャッシュカードを搾取する、またはATMを操作させて犯人の口座に送金させるもの
- 【自動車盗】自動車（自動二輪車を除く。）を盗み取るもの
- 【車上ねらい】自動車などの積荷や車内の金品を盗むもの
- 【部品ねらい】自動車などに取り付けてある部品、付属品を盗むもの

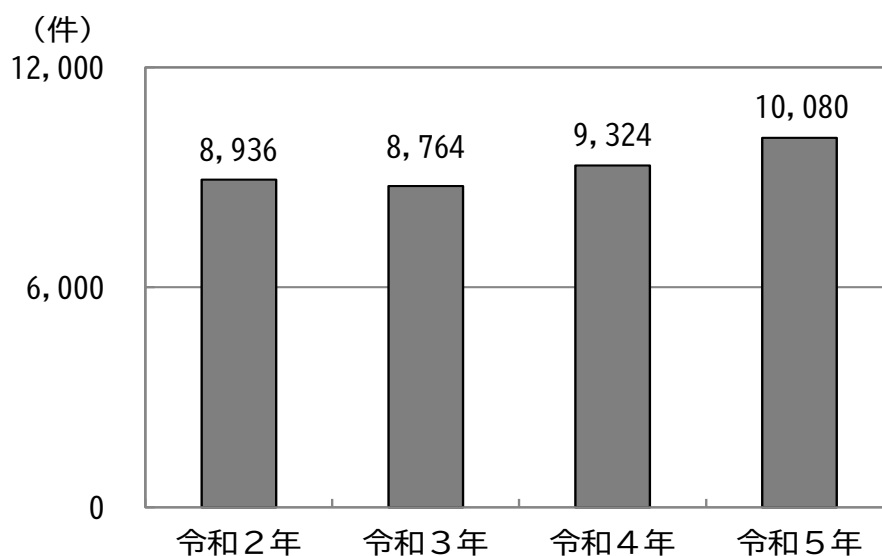
大阪重点犯罪のうち、「不同意性交等」「不同意わいせつ」「痴漢」は市町村別認知件数が公表されていないため、この計画ではこれらの犯罪を除いた件数を集計している。また、令和元（2019）年までは「ひったくり」と「路上強盗」が含まれていたが、令和2（2020）年から除外されたため、この計画では令和元（2019）年以前も「ひったくり」と「路上強盗」を除いている。

※体感治安：自分や自分の周囲の人たちが犯罪に遭う危険性を感じる度合い

（1）大阪府の大阪重点犯罪認知件数の推移

大阪府の大阪重点犯罪の認知件数をみると、令和2（2020）年には8,936件でしたが、令和3（2021）年にかけて減少したものの、その後増加し、令和5（2023）年には10,080件となっています。

大阪府の大阪重点犯罪認知件数の推移

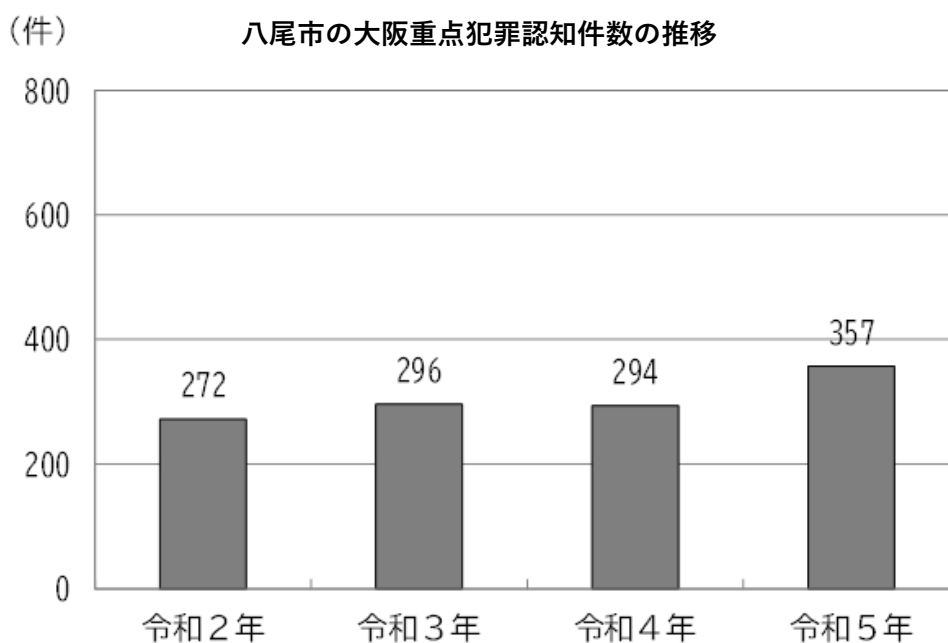


※国外発生・発生地不明を含む
資料：大阪府警察ホームページ

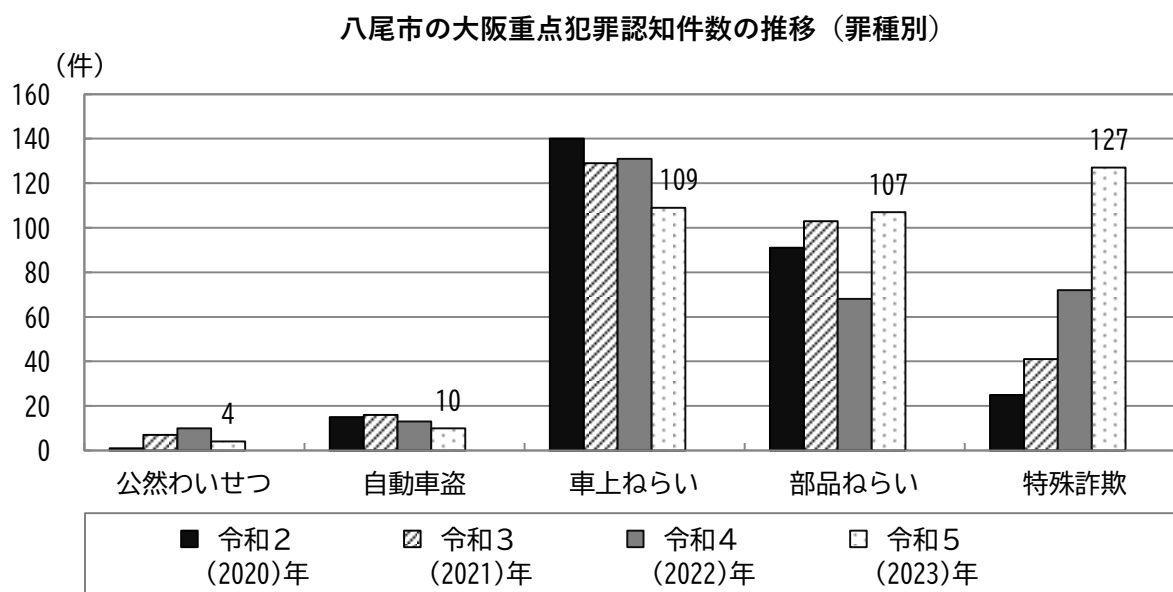
（２）八尾市の大阪重点犯罪認知件数の推移

八尾市の大阪重点犯罪の認知件数をみると、平成 29 (2017) 年に 629 件とピークに達し、その後、減少を続けていましたが、令和 3 (2021) 年と比較すると増加傾向にあり、令和 5 (2023) 年には 357 件となっています。

令和 4 (2022) 年と令和 5 (2023) 年を比較すると、部品ねらい、特殊詐欺が増加しており、特に特殊詐欺においては、72 件から 127 件と大幅に増加しています。



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」
八尾市ホームページ



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」
八尾市ホームページ

（３）大阪府内市町村の人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）

令和 5（2023）年の人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）をみると、八尾市は 137 件で大阪府平均の 115 件より高くなっています。43 市町村中ではワースト 4 位となっています。

令和 5（2023）年 大阪府内市町村別人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）

	市区町村名	大阪重点犯罪 認知件数（件）	人口 10 万人当たり 大阪重点犯罪件数 （犯罪率）
1	松原市	186	159
2	大阪市	4,101	149
3	門真市	174	149
4	八尾市	357	137
5	池田市	134	130
6	摂津市	112	130
7	茨木市	369	129
8	柏原市	83	124
9	大東市	141	121
10	守口市	167	118
11	東大阪市	562	117
12	堺市	945	116
13	藤井寺市	67	107
14	泉大津市	78	107
15	岸和田市	190	101
16	寝屋川市	224	99
17	箕面市	138	99
18	和泉市	181	99
19	四條畷市	53	98
20	交野市	73	94
	大阪府	10,071	115

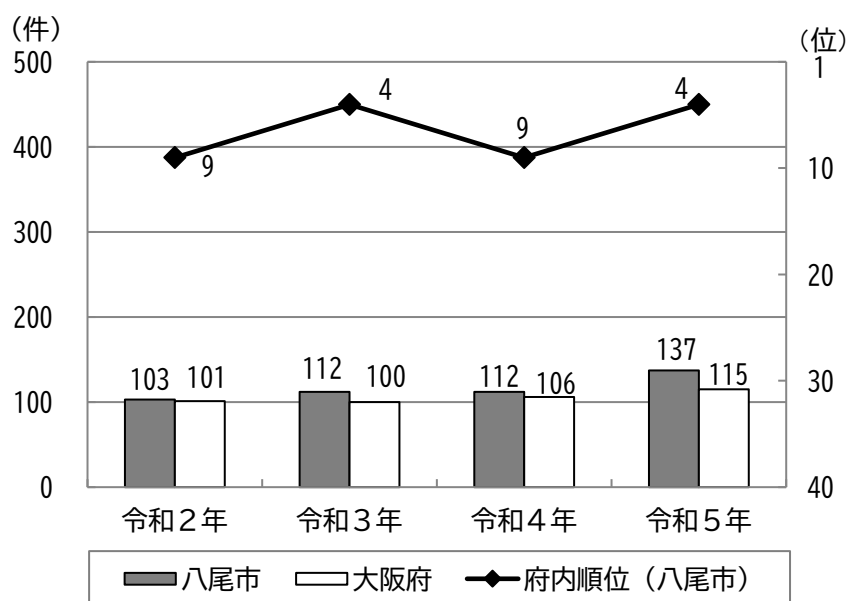
※大阪府の刑法犯件数については国外発生・発生地不明を含む
 資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」、
 八尾市ホームページ、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
 （令和 5（2023）年 1 月 1 日）

（４）大阪府と八尾市の人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）の推移

人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）の推移をみると、八尾市は平成 29（2017）年に 234 件とピークに達し、その後は減少に転じていましたが、令和 2（2020）年以降より増加傾向にあり、例年、大阪府平均より高くなっています。

府内市町村での順位をみると、令和 3（2021）年は府内でワースト 4 位、令和 4（2022）年は府内でワースト 9 位、令和 5（2023）年は府内でワースト 4 位と推移しています。

大阪府と八尾市の人口 10 万人当たり的大阪重点犯罪認知件数（犯罪率）などの推移



資料：大阪府警察ホームページ、八尾市ホームページ

3. 街頭犯罪認知件数の推移

街頭犯罪※とは、路上や駐車場など、市民にとって身近な屋外で発生する犯罪をいいます。大阪重点犯罪と同じく、私たちの身近で発生する街頭犯罪は体感治安に大きく影響します。

※街頭犯罪：

- 【ひったくり】道路、公園、空き地、野原、その他一般に通行することのできる場所で、通行人などが携帯している現金や物品をひったくって盗み取るもの
- 【路上強盗】道路、公園、空き地、野原、その他一般に通行することのできる場所で、通行人などに暴行または脅迫を加えて、現金や物品を無理やり奪い取るもの
- 【オートバイ盗】自動二輪車、原動機付自転車（オートバイ、スクーターなど）を盗み取るもの
- 【車上ねらい】自動車などの積荷や車内の金品を盗むもの
- 【部品ねらい】自動車などに取り付けてある部品、付属品を盗むもの
- 【自動車盗】自動車（自動二輪車を除く。）を盗み取るもの
- 【自転車盗】自転車を盗み取るもの

～街頭犯罪について～

大阪府警察においては、平成 14（2002）年から刑法犯認知件数の総量抑制を目的として、各種対策を推進しており、その結果平成 27（2015）年中の認知件数はピークであった平成 13（2001）年から大幅に減少し、刑法犯でマイナス 59.5%、街頭犯罪 7 手口の合計でマイナス 65.7%となりました。

これを受け、大阪府警察では、平成 28（2016）年より、それまで推進してきた「街頭犯罪抑止総合対策」を終え、これに替わる「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策」を推進することとなりました。そのうえで、地域住民に大きな不安を与えるという観点から、子どもや女性を狙った性犯罪、ひったくり、路上強盗、車上ねらいなどの自動車関連犯罪を「大阪重点犯罪」として位置づけるとともに、オートバイ盗、自転車盗、特殊詐欺については、地域の犯罪情勢などを踏まえ、八尾警察署において「署指定犯罪」に指定したうえで必要な対策を講じることとされました。

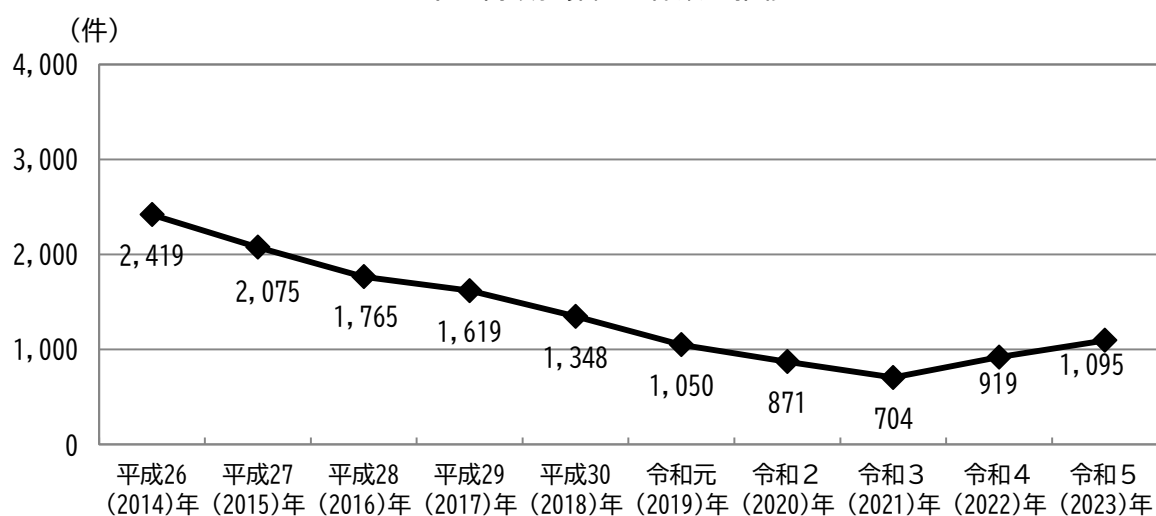
なお、「大阪重点犯罪」については、被害件数・被害額の増加を受けて、平成 29（2017）年に特殊詐欺が追加されたほか、ピーク時に較べて件数が大きく減少したひったくり、路上強盗が令和 2（2020）年に対象から除外されました。また、「署指定犯罪」については、平成 29（2017）年にオートバイ盗と特殊詐欺が除外されましたが、平成 31（2019）年に再度オートバイ盗が対象とされたほか、侵入盗も追加されました。

この計画においては、街頭犯罪が市民にとって身近な犯罪であることから、認知件数の推移をみるため、平成 28（2016）年以降についても街頭犯罪 7 手口の認知件数を集計・掲載しています。

八尾市の街頭犯罪認知件数の推移をみると、平成20年代前半では3,000件を超える年もありましたが、その後は減少を続け、令和2（2020）年には871件、令和3（2021）年には704件と、過去の件数と比較すると大幅に減少する結果となっていました。しかしながら、令和4（2022）年には919件、令和5（2023）年には1,095件と、今までの減少傾向から一転し、増加傾向がみられます。

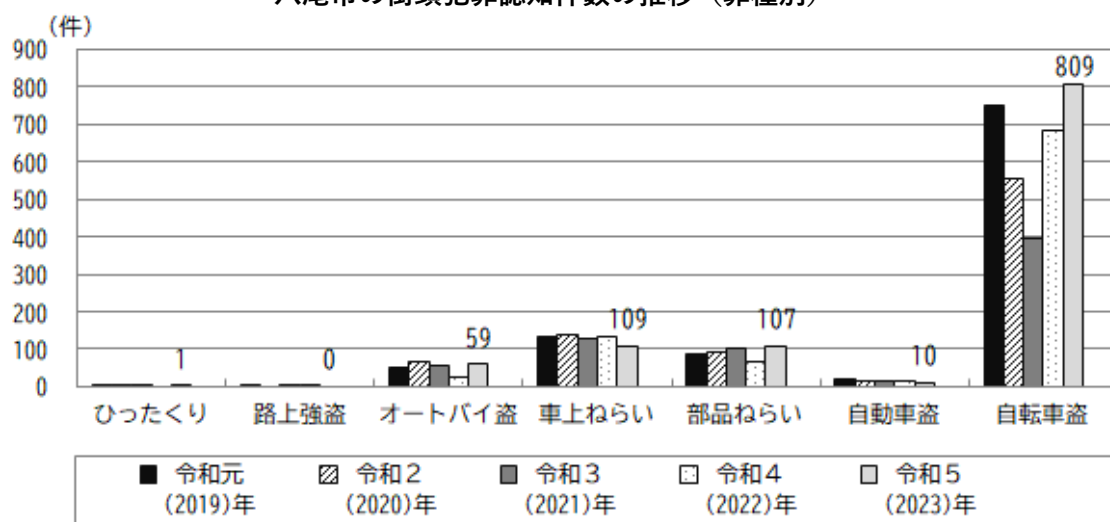
罪種別にみると、今までと同様に自転車盗が群を抜いて多く、令和5（2023）年で809件となっています。また、ひったくりにおいては、令和4（2022）年には0件、令和5（2023）年には1件と、ピーク時に比べて件数が大きく減少しています。

八尾市の街頭犯罪認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ

八尾市の街頭犯罪認知件数の推移（罪種別）



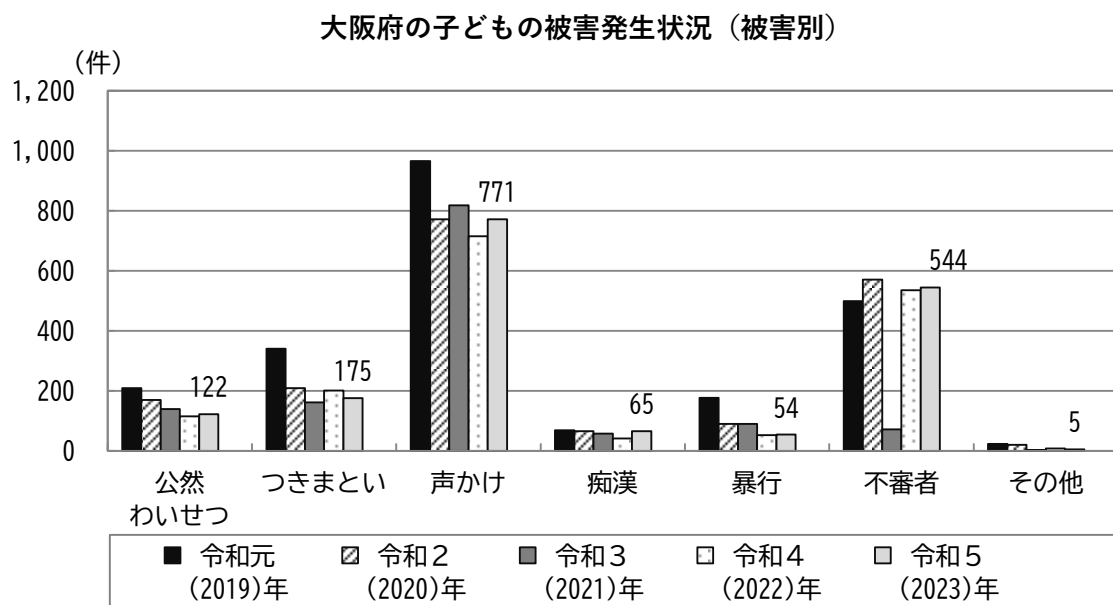
資料：大阪府警察ホームページ

4. 子どもの被害発生状況（声かけ行為など）

（1）大阪府の子どもの被害発生状況

大阪府内の16歳未満の子どもに対する被害発生状況をみると、総数は令和元（2019）年から令和3（2021）年まで減少が続いていましたが、それ以降は増加に転じています。令和5（2023）年には1,736件となり、令和元（2019）年の2,280件は下回ったものの、令和3（2021）年から400件近く増加しています。

令和5（2023）年の内訳としては、声かけ等事案が771件と最も多く、次いで不審者が544件となっています。



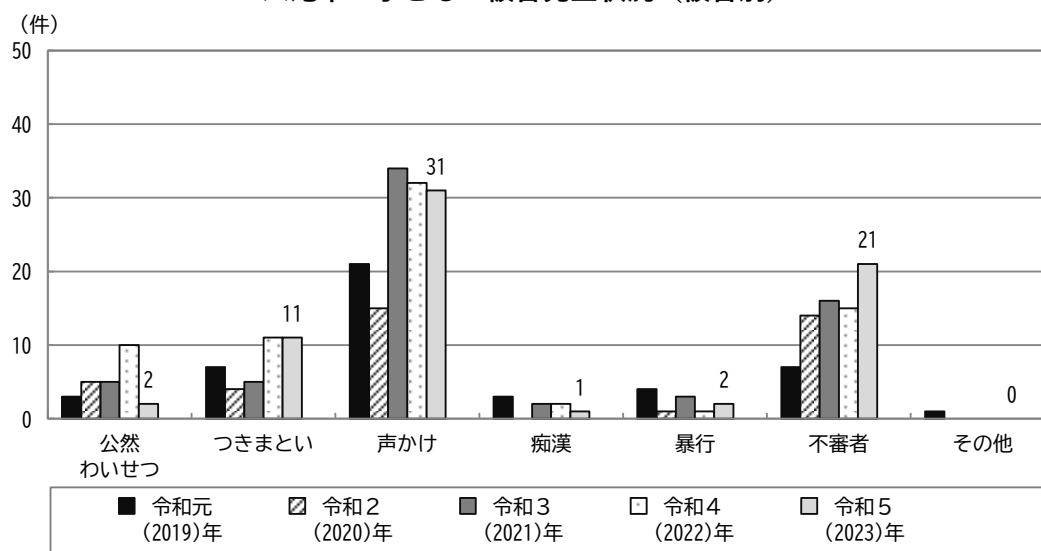
大阪府の子どもの被害発生状況（総数）					
	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
総数（件）	2,280	1,893	1,338	1,667	1,736

資料：大阪府警察ホームページ内『安まちアーカイブ』よりデータ抽出

(2) 八尾市の子どもの被害発生状況

八尾市の被害発生件数は、令和3（2021）年には65件、令和4（2022）年には71件、令和5（2023）年には68件発生しており、過去3年間は同等の数値で推移しています。令和5（2023）年の内訳としては、声かけ等事案が31件と最も多く、次いで不審者が21件と多くなっています。

八尾市の子どもの被害発生状況（被害別）



八尾市の子どもの被害発生状況（総数）

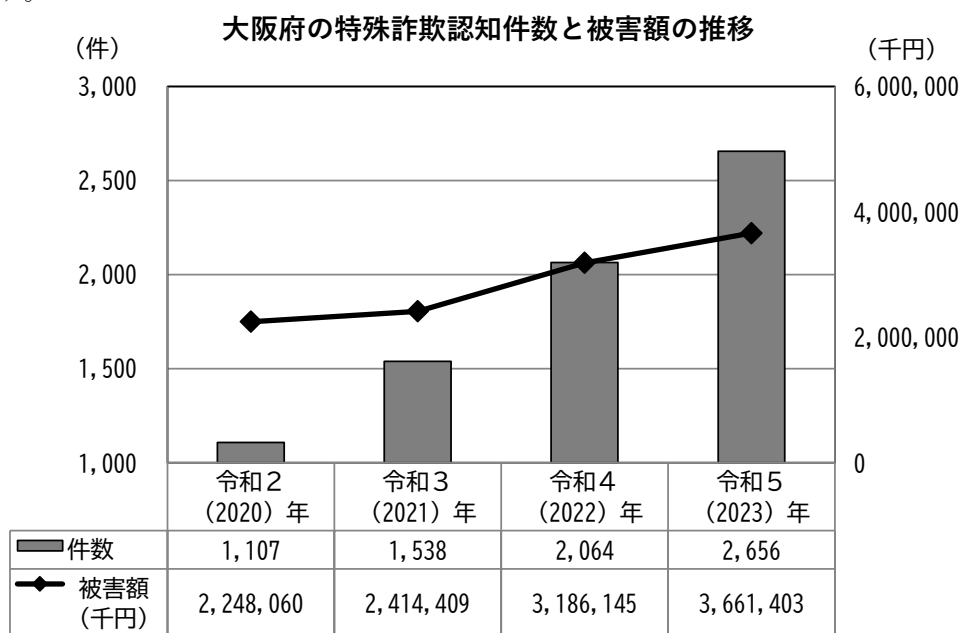
	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
総数（件）	46	39	65	71	68

資料：大阪府警察ホームページ内『安まちアーカイブ』よりデータ抽出

5. 特殊詐欺の発生状況

(1) 大阪府の特殊詐欺認知件数と被害額の推移

大阪府の特殊詐欺*認知件数の推移をみると、令和5（2023）年は2,656件となっており、被害額は36億6,140万円に上ります。令和2（2020）年までは減少傾向にあったものの、令和3（2021）年～令和5（2023）年にかけて、被害金額、件数ともに増加傾向にあります。



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

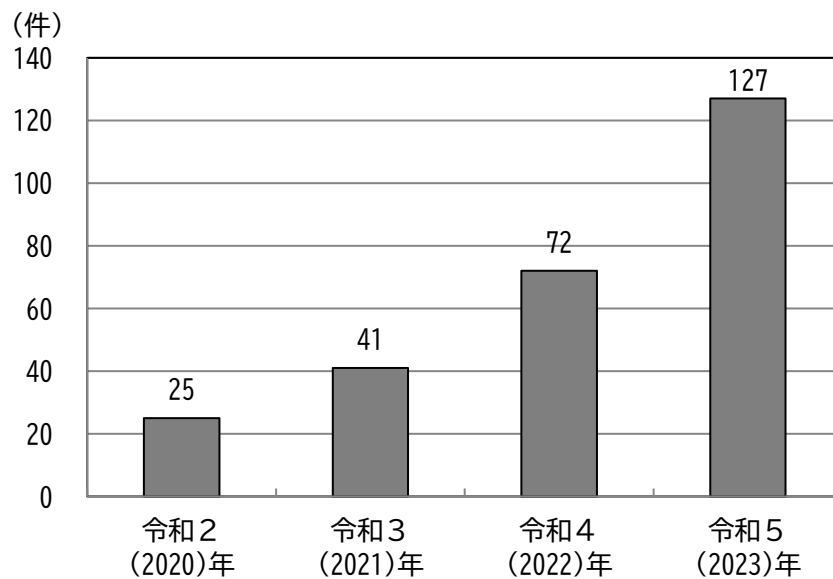
※特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した口座への振り込みなどの方法により現金などをだまし取る犯罪の総称

- 【オレオレ詐欺】親族、警察官、弁護士などを装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金などを名目に金銭などをだまし取るもの
- 【預貯金詐欺】親族、警察官、銀行協会職員などを装い、被害者の口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカードなどをだまし取るもの
- 【架空料金請求詐欺】未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭などをだまし取るもの
- 【融資保証金詐欺】実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた被害者に対し、保証金などの名目で金銭などをだまし取るもの
- 【還付金詐欺】税金還付などに必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、現金を振り込ませるもの
- 【金融商品等詐欺】架空または価値の乏しい未公開株、社債などの有価証券、外国通貨、高価な物品などに関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入名目などで金銭などをだまし取るもの
- 【交際あっせん詐欺】雑誌に「女性紹介」などと掲載したり、同内容のメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介などを求めてきた被害者に対して、会員登録料や保証金などの名目で現金を口座に振り込ませるもの
- 【ギャンブル詐欺】雑誌に「パチンコ打ち子募集」などと記載したり、同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録などを申し込んできた被害者に対して、会員登録料や情報料などの名目で金銭をだまし取るもの
- 【キャッシュカード詐欺盗】オレオレ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカードなどを封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒にすり替えるなどし、キャッシュカードを持ち去るもの

（２）八尾市の特殊詐欺認知件数の推移

八尾市の特殊詐欺認知件数の推移をみると、令和２（２０２０）年は、特殊詐欺が大阪重点犯罪に位置付けられた平成 29（2017）年以降で最も低い 25 件でした。しかしながら、令和 3（2021）年以降は増加が続き、令和 5（2023）年には、127 件となっており、特殊詐欺が大阪重点犯罪に位置付けられた平成 29（2017）年以降で最も高い数値となっています。

八尾市の特殊詐欺認知件数の推移



資料：大阪府警察ホームページ、公益社団法人大阪府防犯協会連合会「安全なまちづくり」

第3章 市民の防犯意識－市民アンケート調査－

市民や防犯活動をされている方々に対し、身近な犯罪への不安や防犯に関する意識、地域における防犯活動、また、市の安全・安心なまちづくりに関する今後の方向性などについて、どのようなご意見を持っているのかをお聞きし、防犯計画策定の参考とさせていただくため、「今後の防犯対策」についてのアンケート調査を実施しました。

1. アンケート調査概要

- 調査対象 : 市民
- 調査期間 : 令和6（2024）年6月～9月
- 調査方法 : 団体を通じて直接または郵送配布・回収
- 回収状況 : 調査対象者数 1,605 人
有効回答数 931 通
有効回答率 58.0%
- 調査項目

項目	
Q 1	あなたが日常生活において身近に発生していると感じる犯罪はどんなものがありますか。
Q 2	あなたは、日常生活において何らかの犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じたことがありますか。
Q 3	防犯面に不安を感じる場所はどこですか。
Q 4	防犯面で安心だと感じる場所はどこですか。
Q 5	身近な犯罪を減らしていくために必要なことは何だと思いますか。
Q 6	近所付き合いや地域の連帯感についてどのように感じていますか。
Q 7	あなたのお住まいの地域での防犯活動についてどのように感じていますか。
Q 8	あなたは防犯活動に参加していますか。
Q 9	地域の防犯活動に参加しようと思った理由は何ですか。
Q 10	防犯活動に参加して良かったことはなんですか。
Q 11	防犯活動に参加して問題に感じることはありますか。
Q 12	地域の防犯力を向上するために、最も重要と感じることは何ですか。
Q 13	今後、安全安心なまちづくりのために必要な行政の役割は何だと思いますか。
Q 14	あなたは、八尾市内で犯罪が発生する原因は何だと思いますか。

● 調査にご協力いただいた団体など

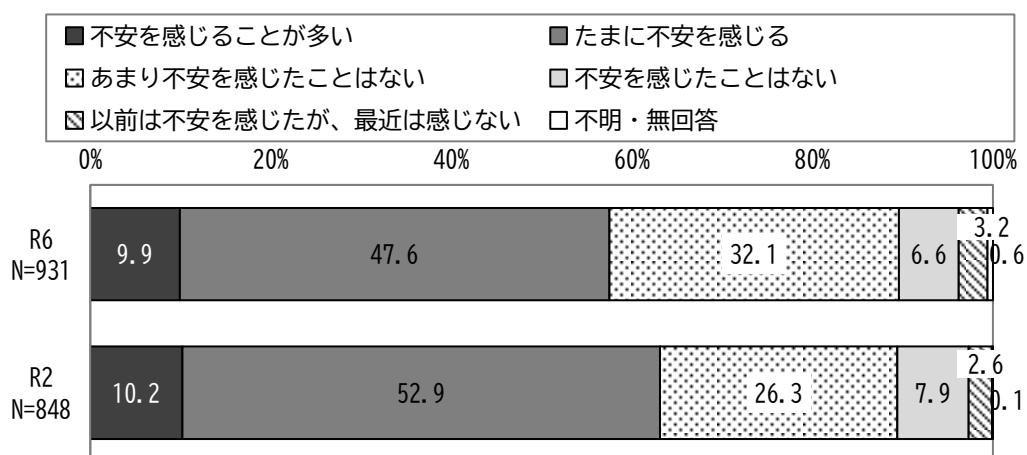
調査対象団体など
八尾市自治振興委員会
八尾市女性団体連合会
八尾市PTA協議会
八尾市青少年育成連絡協議会
わんわんパトロール隊員
ジョギング&ウォーキングパトロール隊員

2. アンケート調査結果

(1) 5割以上の人が日常生活における犯罪被害への不安を感じている

日常生活において何らかの犯罪被害に遭うのではないかと不安を感じたことがあるかについてみると、『不安を感じたことがある』（「不安を感じることが多い」「たまに不安を感じる」の合計）は、令和6（2024）年では57.5%となっています。令和2（2020）年の63.1%より減少していますが、依然5割以上の人不安を感じている状況です。

日常生活における犯罪への不安



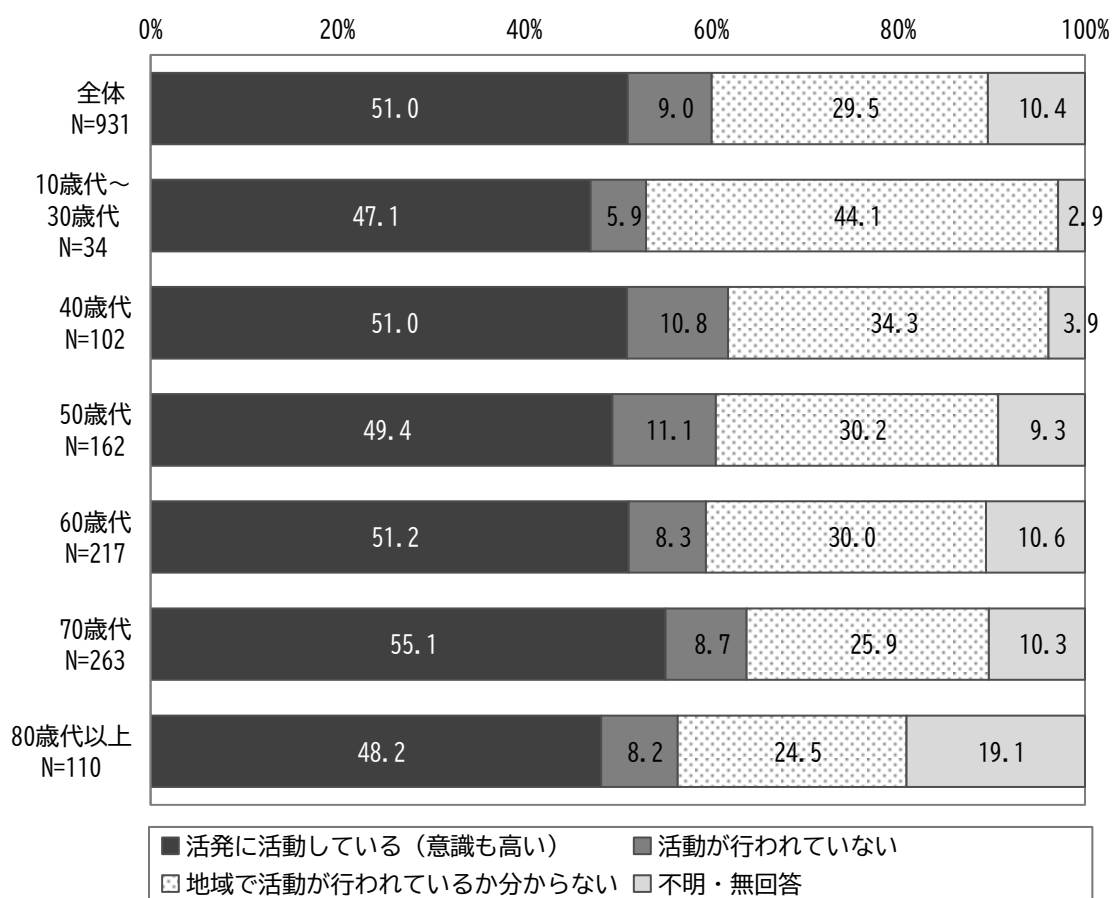
（２）地域の防犯活動が活発と感じる人が５割を占めるも、３割近い人が地域の防犯活動を認知していない

住んでいる地域での防犯活動についてどのように感じているかについてみると、全体では「活発に活動している（意識も高い）」の割合が 51.0% となっていますが、その一方で「地域で活動が行われているか分からない」の割合は 29.5% となっており、認知度は依然低い状況です。

年齢別にみると、「地域で活動が行われているか分からない」の割合は 40 歳代で最も高く※、34.3% となっています。

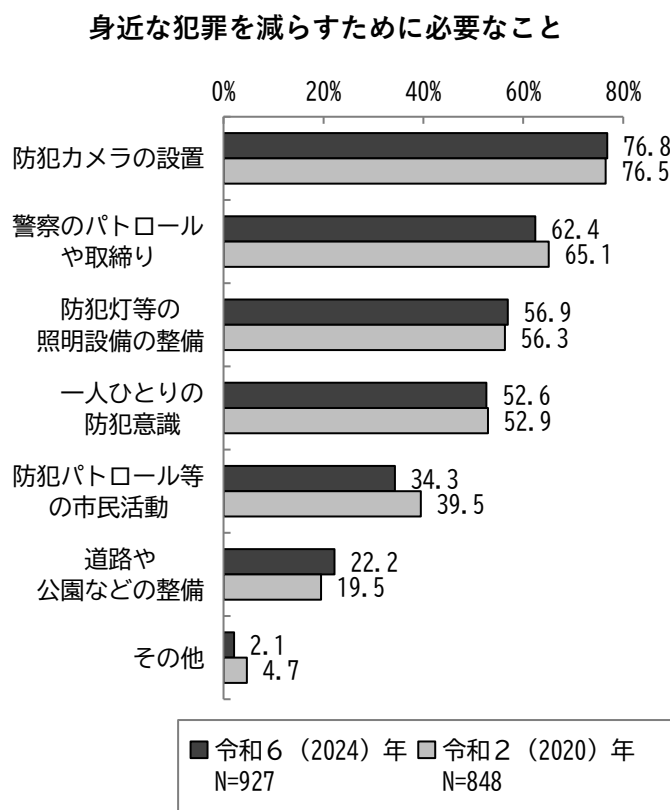
※回答数が少ない 10 歳代～30 歳代を除く

住んでいる地域での防犯活動についてどのように感じているか



（３）犯罪を減らすために、防犯設備の整備を重要視する人が多い

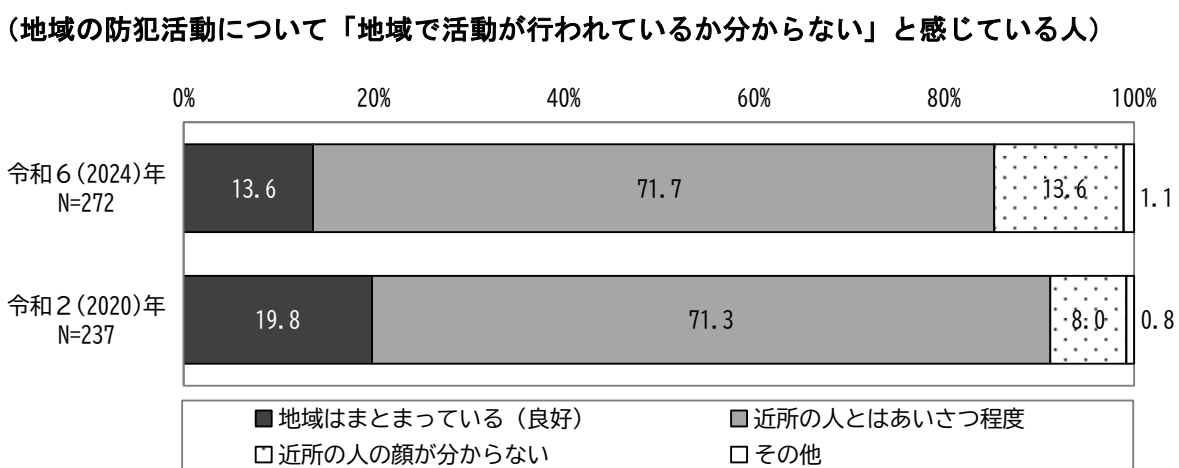
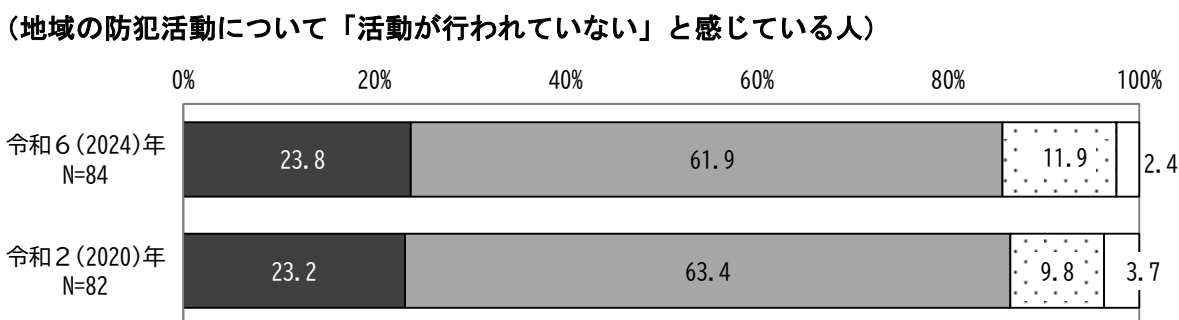
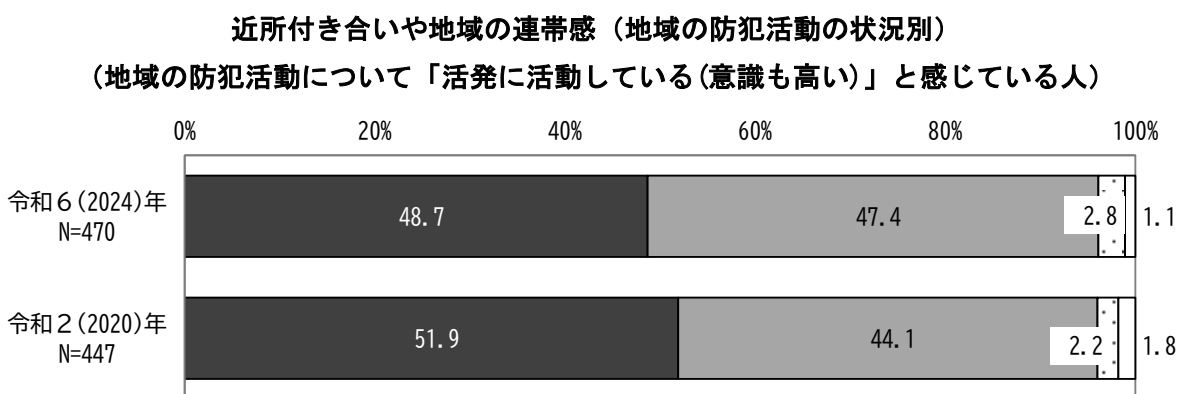
身近な犯罪を減らすために必要なことについてみると、「防犯カメラの設置」は76.8%と最も高く、次いで「警察のパトロールや取締り」「防犯灯等の照明設備の整備」となっています。また、「一人ひとりの防犯意識」は令和2（2020）年からほぼ横ばいで推移していますが、一方で「防犯パトロール等の市民活動」は5.2ポイント減少しています。



※「不明・無回答」を除く

（４）地域の防犯活動が活発であると感じている人は、地域のまとまりを感じやすい

近所付き合いや地域の連帯感について、地域の防犯活動の状況別にみると、『活発に活動している（意識も高い）』と感じている人の半数程度が「地域はまとまっている（良好）」と感じています。一方、『活動が行われていない』『地域で活動が行われているか分からない』と感じている人では、「地域はまとまっている（良好）」と感じる人は2割前後にとどまっており、大きな差がみられます。令和2（2020）年と比較すると、『地域で活動が行われているか分からない』人では、「地域はまとまっている（良好）」は6.2ポイント減少し、「近所の人の顔が分からない」が5.6ポイント増加しています。

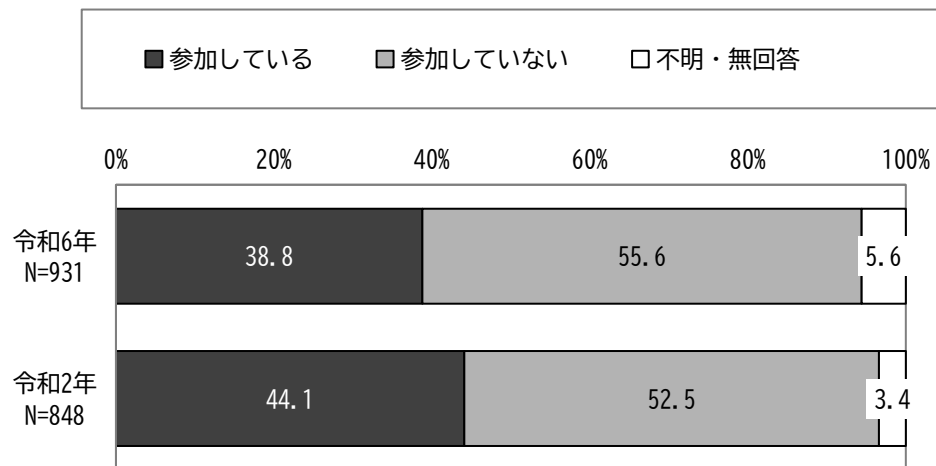


※「不明・無回答」を除く

（５）防犯活動に参加している市民は減少傾向

防犯活動への参加状況について、「参加している」は38.8%となっており、令和2（2020）年と比較すると、5.3ポイント低くなっています。

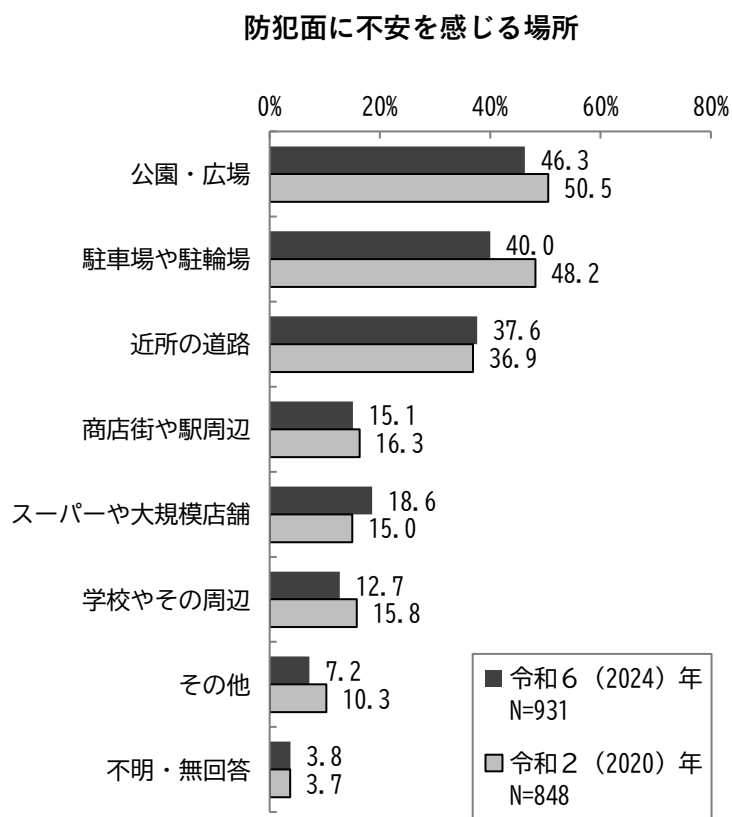
防犯活動への参加状況



（６）「公園・広場」で防犯面に不安を感じる人が依然として多い

「駐車場や駐輪場」で防犯面に不安を感じる人は減少

防犯面に不安を感じる場所についてみると、令和 6（2024）年は「公園・広場」が最も高く、次いで「駐車場や駐輪場」となっています。令和 2（2020）年との比較をみると、「近所の道路」「スーパーや大規模店舗」は増加しています。一方、「公園・広場」「駐車場や駐輪場」「学校やその周辺」「商店街や駅周辺」は減少がみられ、特に「駐車場や駐輪場」は 8.2 ポイント減少しています。



(7) 「スーパーや大規模店舗」は防犯面で安心だと感じる人が多い

防犯面で安心だと感じる場所についてみると、40 歳代～80 歳以上では「スーパーや大規模店舗」の割合が最も高くなっており、各世代で3割以上を占めています。10 歳代～30 歳代では「学校やその周辺」が最も高くなっています。

防犯面で安心だと感じる場所

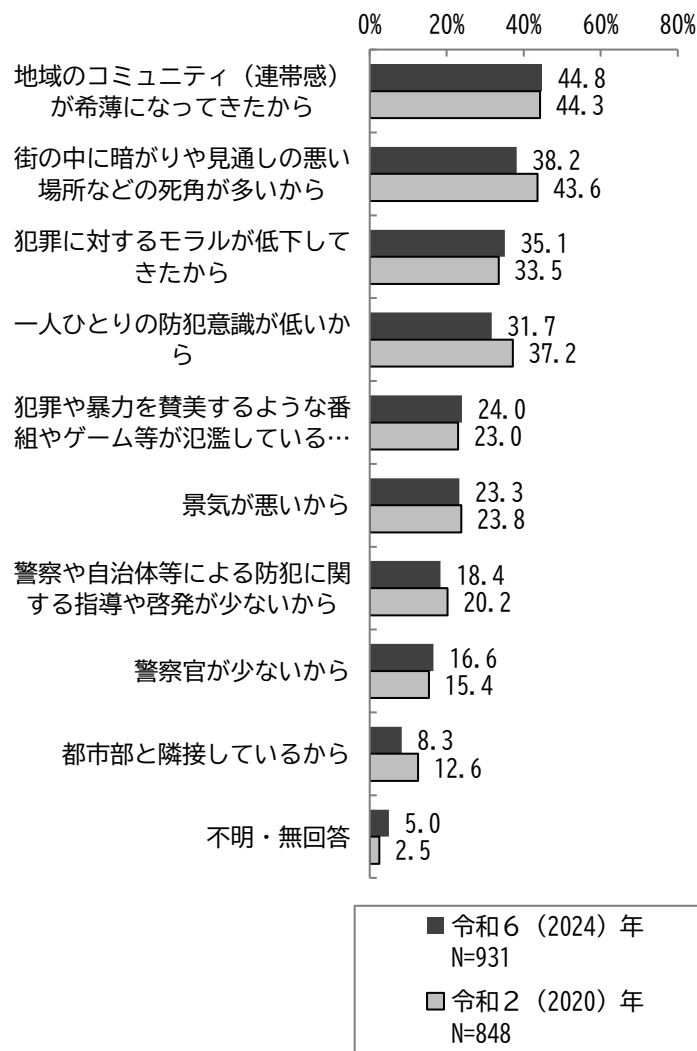
上段：件数 下段：％	合計	公園・ 広場	学校や その周辺	商店街や 駅周辺	スーパー や大規模 店舗	駐車場や 駐輪場	近所の道 路	その他	不明・ 無回答
全体	931 100.0	87 9.3	256 27.5	229 24.6	343 36.8	34 3.7	120 12.9	70 7.5	166 17.8
10 歳代～ 30 歳代	34 100.0	4 11.8	14 41.2	5 14.7	9 26.5	3 8.8	1 2.9	2 5.9	6 17.6
40 歳代	102 100.0	5 4.9	34.3	23 22.5	43 42.2	1 1.0	4 3.9	9 8.8	14 13.7
50 歳代	162 100.0	7 4.3	39 24.1	47 29.0	59 36.4	2 1.2	9 5.6	16 9.9	25 15.4
60 歳代	217 100.0	24 11.1	56 25.8	57 26.3	89 41.0	9 4.1	20 9.2	17 7.8	43 19.8
70 歳代	263 100.0	25 9.5	66 25.1	58 22.1	96 36.5	11 4.2	50 19.0	16 6.1	54 20.5
80 歳代 以上	110 100.0	18 16.4	32 29.1	26 23.6	33 30.0	7 6.4	33 30.0	5 4.5	12 10.9
不明・ 無回答	43 100.0	4 9.3	14 32.6	13 30.2	14 32.6	1 2.3	3 7.0	5 11.6	12 27.9

（８）八尾市で犯罪が多い原因として「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」と考える人が多い

八尾市で犯罪が多い原因についてみると、「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」の割合が最も高くなっており、順位、割合ともに令和２（2020）年と同程度となっています。

また、二番目に高いのは「街の中に暗がりや見通しの悪い場所などの死角が多いから」、三番目に高いのは「犯罪に対するモラルが低下してきたから」となっています。令和２（2020）年と比較すると、「街の中に暗がりや見通しの悪い場所などの死角が多いから」「一人ひとりの防犯意識が低いから」は５ポイント程度、減少しています。

八尾市で犯罪が多い原因は何だと思うか

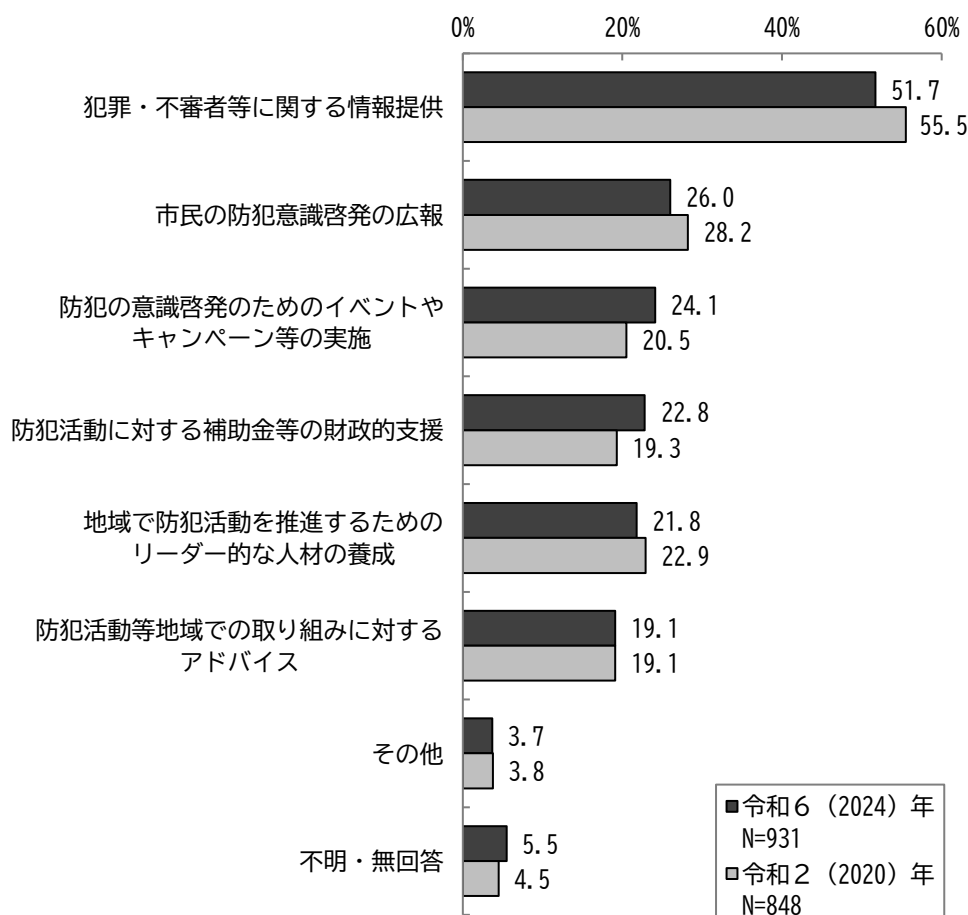


（９）安全・安心なまちづくりのため「犯罪・不審者等に関する情報提供」が求められている

今後、安全・安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割についてみると、令和6（2024）年は「犯罪・不審者等に関する情報提供」が51.7%で、令和2（2020）年と同様に最も高くなっています。次いで「市民の防犯意識啓発の広報」が26.0%となっています。

令和2（2020）年と比較すると、令和6（2024）年には「防犯の意識啓発のためのイベントやキャンペーン等の実施」が3.6ポイント、「防犯活動に対する補助金等の財政的支援」が3.5ポイント増加しています。一方、「犯罪・不審者などに関する情報提供」は3.8ポイント減少しています。

安全・安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割



第4章 安全で安心なまちづくりにおける課題

犯罪に対して強いまちをつくるためには、市民の防犯意識の高揚と地域の防犯力の強化および犯罪者を近づけない環境づくりが必要であるといわれています。

これまでの八尾市における犯罪発生状況および地域防犯の取り組みや令和6（2024）年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくにあたっての課題を次のとおり整理します。

【課題1 地域の防犯力とつながりの強化】

- 日常生活において何らかの犯罪被害に遭う「不安を感じたことがある」の割合は減少傾向にありますが、依然として5割台と高い割合を示しています。
- 住んでいる地域での防犯活動について「活発に活動している」と感じる人は半数を占める一方、40歳代では、「地域で活動が行われているか分からない」も34.3%と高くなっています。
- 八尾市で犯罪が多い原因として、「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」が最も高くなっています。

八尾市で犯罪が多い要因として地域のつながりの希薄化を挙げる人の割合は高くなっています。防犯対策と地域コミュニティ機能は密接な関係にあり、つながりの希薄化が犯罪への不安感を増幅していると考えられます。今後のコミュニティの在り方の問題点や地域のつながりの大切さを再認識するとともに、地域のコミュニティを継続するための次世代の担い手の育成や持続可能な防犯活動を実施していく必要があります。

また、八尾市ではさまざまな防犯活動が展開されていますが、未だ認知度は低い状況です。活動の認知度を高め、より多くの人が防犯活動や地域活動に意識を向けるようになるための取り組みが必要です。

【課題2 市民の防犯意識の一層の高揚】

- 身近な犯罪を減らしていくために必要なこととして、「一人ひとりの防犯意識」を挙げる人は半数を占めています。
- 防犯活動への参加割合は、38.8%となっており、令和2（2020）年より5.3ポイント減少しています。

身近な犯罪を減らすために、一人ひとりが防犯への意識を持つことが重要だと感じる人は多く、防犯意識の啓発へのニーズも高まっています。安全・安心なまちづくりへとつなげるため、一人ひとりの意識に働きかけ、「自分の身は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という意識の啓発が必要です。しかしながら、地域のコミュニティが希薄になっている昨今、住民に対する啓発や地域の防犯活動に参加する機会は減少しています。防犯に対する啓発・広報の工夫や個々が可能な範囲で取り組める防犯活動を推進する等、市民が自発的に防犯活動に取り組めるような働きかけが必要です。

【課題3 犯罪をなくすための環境の整備】

- 八尾市で犯罪が多い原因として、「街の中に暗がりや見通しの悪い場所などの死角が多いから」は2番目に高くなっていますが、その割合は令和2（2020）年と比較して、5.4ポイント減少しています。
- 身近な犯罪を減らしていくために必要なこととして、「防犯カメラの設置」は最も高く、引き続きニーズの高い取り組みとなっています。

地域の防犯対策として、防犯カメラや防犯灯といった設備へのニーズは依然として高くなっています。八尾市では、近年、警察・地域と連携して防犯カメラの新規設置や維持管理を進めており、暗がりや死角での犯罪発生の不安が徐々に解消に向かっていると考えられます。引き続き、継続的な新規設置・更新を進めていく必要があります。

一方で、近年八尾市では町会（自治会）の加入率が低下し続けており、防犯灯を設置・維持管理することが人的、財政的に困難となっている地域が散見されます。市の役割として、引き続き防犯灯に関する支援を行うとともに、地域に対して市内の安全を確保するためには、市と地域が連携して取り組む必要があります。

【課題4 社会的弱者の安全】

- 高齢者を狙った特殊詐欺は、組織的な犯罪となっており、全国的に増加しています。八尾市においても、近年急速に増加し、令和5（2023）年では127件と令和2（2020）年の約5倍の値となっています。
- 子どもの被害発生状況は大阪府全体では令和元（2019）年から令和3（2021）年まで減少が続いていましたが、それ以降は増加に転じています。八尾市においても、令和3（2021）年に被害総数が急増し、以降被害件数は70件前後の高い水準で推移しています。

子どもや女性を狙った不審者の情報や、特殊詐欺による被害が後を絶ちません。特に、特殊詐欺は手口が巧妙化し、被害は急速に増加しています。また、スマートフォンの普及により、SNS等を介して子どもが犯罪に巻き込まれるケースもみられ、警察や各種団体との連携した啓発などにより、子ども自身の防犯意識を高めていく必要があります。

高齢者や女性、子どもなどの社会的弱者が犯罪に巻き込まれない安全な社会づくりのためには、家庭内でのコミュニケーションや安全に対する教育、地域における見守りや犯罪を起こさせない体制づくりおよび市や警察による防犯教室などの実施が必要です。

【課題 5 重点的防犯対策】

- 八尾市の街頭犯罪認知件数は、平成26（2014）年から令和3（2021）年まで一貫して減少していましたが、令和3（2021）年から令和5（2023）年にかけて増加に転じています。罪種別にみると、自転車盗の増加が大きく影響しています。
- 八尾市で犯罪が多い原因として、「犯罪に対するモラルが低下してきたから」は3番目に高くなっています。

八尾市の街頭犯罪認知件数を押し上げている主な要因は自転車盗です。また、自転車は盗難だけでなく交通事故の大きな要因にもなっており、例えば、事故と盗難の防止の相乗効果を図るなど、自転車盗や自転車による交通事故の防止を含む事件事故への効果的な対策を実施する必要があります。

また、全体の犯罪認知件数が減少しているなかで、特殊詐欺の認知件数が増加していることも看過できない状況です。令和5（2023）年度においては八尾市内で過去最多の127件発生しており、早急に対策が必要な状況であったため、市独自の取り組みの他、市・警察・事業者とが連携した特殊詐欺被害の防止対策を推進しました。今後も継続して対策を進めるとともに、新たな施策を実施していくことが大切です。

加えて、発生状況の「見える化」を進めるなど、市民に分かりやすい情報提供や、手口と対策を知って被害を防ぐための効果的な啓発を実施する必要があります。

第5章 計画の基本目標と考え方

1. 防犯計画の考え方

市では、令和3（2021）年度からスタートした第6次総合計画のまちづくりの目標の一つとして「もしもの時への備えがあるまち」を位置づけ、「施策17：防災・防犯・緊急事態対応力の向上」中において、めざす暮らしの姿の実現に向け、施策を推進するにあたっての基本方針として、犯罪被害の発生を減らすために、警察や地域と連携した効果の高い啓発活動や、地域・事業所・学校などと連携した防犯活動に取り組むよう定めています。

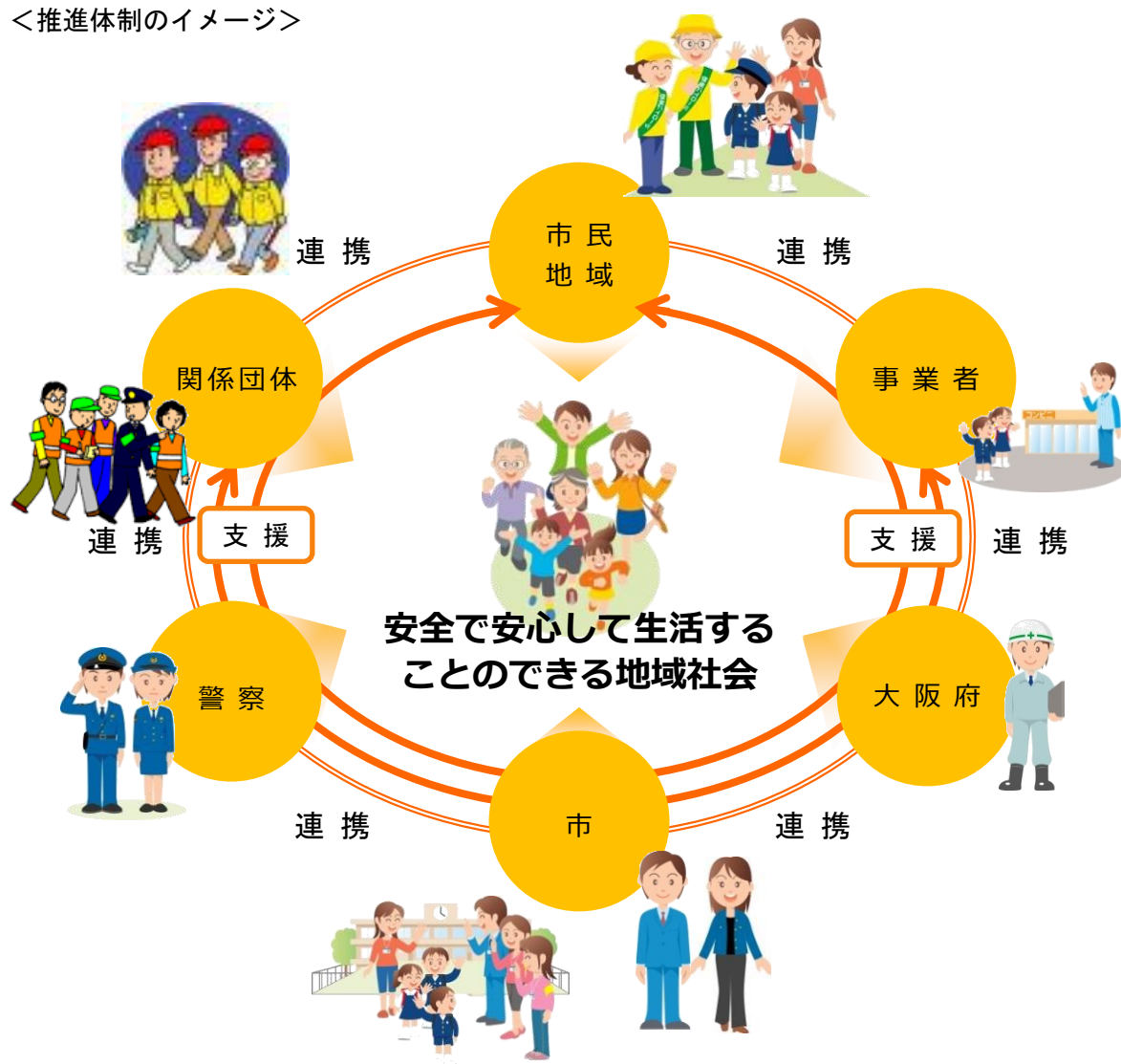
犯罪を未然に防ぎ、防犯力の高いまちをつくるには、市と警察が積極的な役割を果たし、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」といった市民の防犯意識を高め、犯罪を起こさせないための環境づくりを、市、地域、警察、事業者、関係機関、関係団体が連携して進めるとともに、特に、子どもや女性、高齢者など社会的弱者の安全確保に努めることが重要です。

これらを踏まえ、計画の推進にあたっては、八尾市地域安全条例に基づき、「安全で安心して生活することのできる地域社会の実現」を図ることを目標とし、4つの重点施策を掲げて、防犯計画の取り組みを進めます。

基本目標

「安全で安心して生活することのできる地域社会の実現」

<推進体制のイメージ>



2. 数値目標の設定

市内における大阪重点犯罪認知件数を令和10（2028）年に294件（第6次総合計画後期基本計画期間における防犯の施策指標）まで減少させることを、計画期間における目標とします。

数値目標

	現状値 (令和6（2024）年)	目標値 (令和10（2028）年)
大阪重点犯罪認知件数	357件	294件

※令和6（2024）年現在で大阪重点犯罪に指定されている犯罪のうち、大阪府警察が市町村別認知件数を公表しているもの（公然わいせつ、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、特殊詐欺）を対象

3. 重点施策

(1) 地域防犯活動の促進

安全で安心して生活することのできる地域社会の実現には、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が一体となって防犯活動に取り組む必要があります。

アンケート結果をみると、安全安心なまちづくりのために必要だと思う行政の役割については、「防犯の意識啓発のためのイベントやキャンペーン等の実施」が令和2（2020）年度よりも3.6ポイント増加しており、市民からのニーズは増加傾向にあります。また、八尾市で犯罪が多い原因としては、令和2（2020）年度から引き続いて「地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきたから」が挙げられています。

地域防犯活動はその多くが町会（自治会）を通じて行われていることから、町会（自治会）との連携が重要となります。しかしながら、近年町会（自治会）の加入率が減少していることから、関係団体と協力しながら、町会（自治会）加入促進に取り組むと同時に、まずは一人ひとりが自発的に継続することができる防犯活動を実施し、そこから地域へ広げていくことが重要です。

(2) 防犯に配慮した環境づくりの推進

安全で安心して生活することのできる地域社会の実現には、個人や地域による防犯活動とともに、犯罪が発生しにくい環境を整備することが重要です。

アンケート結果では、身近な犯罪を減らすために必要なことについて、「防犯カメラの設置」は76.8%と最も高くなっており、令和2（2020）年度から変わらず市民からの要望は大きいことがわかります。令和2（2020）年度に、市で管理する防犯カメラが1,000台に達し、それ以降も継続して設置した結果、令和5（2023）年度末には市内で1,016台のカメラがあり、市民の暮らしを見守っています。これからも、警察や地域と協力し、犯罪の発生状況やまちづくりの進捗状況に応じて必要な箇所への設置を進めていきます。

併せて、防犯灯の設置・維持管理が困難となっている地域が生じていることから、持続可能な防犯灯の仕組みについて検討を進めていくとともに、一戸一灯運動のような各家庭でできる取り組みを並行して実施することで、犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組みます。

(3) 犯罪被害にあわないための防犯対策

八尾市における令和5（2023）年の16歳未満の子どもを狙った犯罪による被害は68件、高齢者が被害の約8割を占める特殊詐欺は127件発生しています。特に、子どもや女性、高齢者などを狙った犯罪が増加傾向にあることから、市・地域・警察が連携して防犯活動を展開し、安全確保に取り組めます。子どもや女性、高齢者に対して、警察と連携しながら防犯講話や啓発物品等を利用し、防犯意識の向上を図り、犯罪を未然に防ぐ対策を推進していきます。特に、高齢者に対しては、特殊詐欺が増加している現状を踏まえ、積極的な啓発活動が必要です。

八尾市の街頭犯罪認知件数の約7割を占める自転車盗を引き続き重点課題として取り上

げ、施錠の徹底・二重ロックの推進を図るための効果的な市民に分かりやすい広報・啓発に取り組みます。

今後も、市内で発生した犯罪被害の状況や防犯に関する情報について、一般市民だけではなく社会的弱者の特性や高齢者の状況などにも配慮しながら発信し、積極的な広報・啓発活動を実施することで市民の防犯意識や規範意識を高め、犯罪被害の減少を図ります。

さらに、児童虐待をはじめ、配偶者・高齢者・障がい者に対する虐待は、外部からの発見が困難で、潜在化しやすいことから、市民や地域の気づきと行動が重要です。そのため、積極的な啓発などにより社会全体の虐待に対する関心を高め、地域がＳＯＳを把握した際に、関係機関に素早く繋げる環境の整備に取り組みます。

（４）犯罪被害者等への支援

令和元（2019）年京都アニメーション放火殺人事件（死者３６名、重軽傷３３名）や令和３（2021）年北新地放火殺人事件（死者２７名、重傷者１名）など近年、近隣市で凶悪事件が発生し、誰もがある日突然、犯罪等の被害者やその家族、遺族になり得るおそれがあります。

本市では、基礎自治体として犯罪被害者等に寄り添い迅速かつ身近な支援を行うとともに大阪府、八尾警察署、犯罪被害者支援団体等関係機関と相互に連携を図り、社会全体で犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深め、犯罪被害者等を支えていくために必要な施策を総合的に推進していくため、令和６（2024）年４月１日「八尾市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけではなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。犯罪被害者やその家族の方は、犯罪という一次被害に加えて、周囲からの心ない言動等、二次被害に苦しめられることもあり、心身の健康や経済的な不安を抱えやすい傾向にあります。犯罪被害に遭った人が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるように、八尾市では一人ひとりに寄り添った迅速な支援と温かく途切れのない支援を行います。

4. 計画推進にあたっての視点 ～ 犯罪の起こりにくいまちづくり ～

管理の行き届かない乱雑で魅力が低い地域は、犯罪者に「人々の関心が払われない場所」「犯罪や秩序違反が許容される場所」という印象を与えます。

「ささいな秩序の乱れであっても、放置することで深刻な犯罪や地域の荒廃に繋がる」という考え方は、管理水準の低い建物の窓が徐々に割られていく様に例えて「割れ窓理論」と呼ばれます。また、犯罪機会論によると、犯罪抑止の3要素として、

- (1) 犯罪者を押し返す抵抗性 → 設備やリスクマインド（危険に対する敏感さ）の向上
- (2) 犯罪者が近づきにくい領域性 → フェンス・門扉による区画の確保やパトロール・防犯看板の設置などによる犯罪者の排除
- (3) 犯罪者の行動を把握する監視性 → 防犯カメラや防犯灯の設置、地域活動への参加による自主防犯活動による抑止

があり、これらの要素を高める取り組みが重要です。

会えばあいさつをし、声をかけ合う、といった何気ない「近所づきあい」が根付いた地域では、自然と知らない者がいればすぐに分かる、という自主防犯活動の仕組みが形成されています。また、住民が環境美化をはじめとする様々な地域活動に取り組むことで、近所同士のつながりや連帯感が生まれ、地域への関心や責任感がはぐくまれます。こうした「近所づきあい」や「わがまち意識」が根付いた地域には、犯罪者が入り込みづらいとされています。

さらに、青少年の参加による地域活動が活発な地域では、青少年の規範意識が高く、青少年による犯罪や非行が少ないことも知られています。

このように、日頃の近所づきあいや住民による様々な地域活動は、犯罪が発生しにくい状況をつくるだけでなく、参加者である住民自身の内面に働きかけることが期待できるといえます。

八尾市では、地域・事業者・関係団体・警察・市などがそれぞれの立場で、あるいは連携・協力をしながら、これまでから様々な取り組みを行っており、下図に示す「犯罪を減らすためのサイクル」のような好循環が生まれてきています。今後も直接的な防犯活動だけでなく、日常的な近所との関係づくりや環境美化など、地域コミュニティ活動とも連携し、一体となって「犯罪の起こりにくいまちづくり」を推進していきます。

～犯罪を減らすためのサイクル～



第6章 安全で安心なまちづくりに向けての具体的な取り組み

1. 市の取り組み

八尾市地域安全条例では、第2条第1項において、市の責務として「地域安全の推進を図るため、広報、啓発、環境整備及び計画策定等の必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と定めています。

市は、様々な安全・安心に関する事業を展開するとともに、地域、警察、事業者、関係機関、関係団体と連携し、必要な施策の推進に取り組んでいきます。

また、「やお安全安心憲章」を、より多くの市民に周知するとともに、安全・安心に対する意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

(1) 防犯意識の向上と防犯活動の推進

① イベントでの啓発

地域安全運動期間中に、市・警察・各種団体等とともに広く市民に防犯に対する啓発を行います。また、市・関係団体主催の行事や地域の催しにおいても、警察と連携し啓発物品やチラシなどを活用して、犯罪の手口や件数の推移を説明することにより防犯意識の向上を図ります。

② 防犯グッズの配布

街頭犯罪、性犯罪、特殊詐欺などの犯罪被害を防止するため、各種イベント・キャンペーンにおいて、防犯ブザーや特殊詐欺被害防止グッズなどを配布し、防犯意識の向上を図ります。

③ パンフレットや啓発チラシなどを活用した注意喚起

街頭犯罪の発生状況に対応したパンフレットや啓発チラシなどを、防犯協議会、警察とともに作成し、注意を呼びかけます。

④ 公用車や広報媒体を活用した情報提供

関係各課が公用車に子どもや女性、高齢者に対する啓発ステッカーを貼り、職員が市内一円を移動することで、市民に注意を呼びかけ、犯罪抑止に努めるとともに、消費者号や青色回転灯付パトロール車を活用し、犯罪の発生を未然に防ぐための広報活動を行います。

また、防犯に関する情報を収集し、市内で発生した犯罪状況などを「やお市政だより」をはじめとした広報媒体を活用して市民、町会（自治会）、地域団体などに定期的に提供します。

さらに、大阪府警察から配信される「安まちメール※」の利用登録を、学校・認定こども園・保育所（園）を通じて保護者に促すとともに、ポスター掲示やチラシ配布などにより市民に広く周知します。

※安まちメール：ひったくりや、路上強盗、子どもに対する声かけなど事案、通り魔などの「犯罪発生情報」と被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービス

⑤ 自転車盗への対策

自転車には鍵を掛けるように啓発するシールなどを市内スーパーやマンションなどの駐輪場や駅階段に貼り付け、防犯意識の向上を図ります。

また、自転車のワイヤーロックの配布などにより、2重ロックを推奨し、盗難防止を図ります。

⑥ 防犯活動団体への支援と人材育成

防犯活動に取り組む団体などに、パトロール時に活用するベスト、腕章などの必要な物品を貸し出します。

また、学生が地域の防犯活動に参加することによって、地域の防犯活動を活性化するとともに、将来の防犯活動の担い手を育成するため、活動証明書を発行するなど大阪経済法科大学学生防犯隊の活動を支援します。

さらに、地域の防犯活動が継続して発展するよう大阪府と連携して設置した「地域安全センター※」の活動を促進することにより、校区まちづくり協議会が取り組む防犯活動を支援するとともに、団体相互の交流や連携を図るためのネットワークづくりを促進します。

※地域安全センター：小学校の余裕教室などを地域防犯活動の拠点として、様々な防犯ボランティア団体のネットワーク化を図り、学校、行政、地域が一体となって地域の防犯力を高める取り組み

⑦ 「ながら見まもり」の促進

犬の散歩やジョギング・ウォーキングをしながら見守り活動やパトロールをする「わんわんパトロール隊」「ジョギング&ウォーキングパトロール隊」の隊員を募集し、地域における「ながら見まもり」の普及を促進します。

⑧ 地域での子どもの見守り活動の実施

通学路などにおいて地域やボランティア団体、事業者などが行っている、子どもたちへの「声かけ運動」を警察とともに実施します。

⑨ 違法・迷惑駐車への対策

警察・地域などの関係団体と連携し、違法・迷惑駐車防止啓発パトロールを実施します。

⑩ 市の行事などでの犯罪の防止

市が実施する行事などにおいて、犯罪となる行為が行われることのないよう、警察と連携し、警備を行います。

⑪ 町会との連携と町会加入の促進

地域防犯活動を担っている町会（自治会）との連携や町会（自治会）への加入促進について、関係団体と協力しながら取り組みを進めます。

(2) 防犯に配慮した環境づくりの推進

防犯環境設計という考え方があります。これは、建物や街路の物理的環境の設計(ハード的手法)により、犯罪を予防することであり、市民や警察、自治体などによる防犯活動(ソフト的手法)と合わせて総合的な防犯環境の形成をめざすものです。欧米では、^{セブテッド}CPTED(Crime Prevention Through Environmental Design:環境設計による犯罪予防)と呼ばれ、1970年代から進められています。

市においても、「(1)防犯意識の向上と防犯活動の推進」に記載のあるような防犯活動(ソフト的手法)と併せて建物や街路の物理的環境の設計(ハード的手法)を行うことにより、侵入盗や乗り物盗、車上ねらい、ひったくりなどのいわゆる「機会犯罪※」の防止を推進します。

※機会犯罪：その場の状況、例えば、時間や照明、周囲の人間の有無、見通しの良し悪し、防犯設備の有無など、犯罪企図者(犯罪を起こそうとする者)にとって犯罪の起こしやすい条件がそろったときに行われる犯罪

参考：防犯環境設計の具体的な実施の事例と取り組み例

直接的な手法	被害対象の回避・強化	接近の制御
	犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪誘発要因の除去や対象物の強化を図る。 ●建物の窓や出入口の錠を防犯性能の高いものにする。 ●防犯対策を施した安全な駐車場を選ぶ。	犯罪企図者が被害対象者(物)に近づくにくくする。 ●建物の窓など、侵入口となりそうな場所に足場となるような物を置かない。 ●道路では歩車道を分離し、バイクによるひったくりを防ぐ。
間接的な手法	自然監視性の確保	領域性の強化
	多くの人の目が自然に届く見通しを確保する。 ●道路や公園に防犯灯を設置し、暗がりなくす。 ●交差点などの角地を隅切りし、見通しをよくする。	領域を明確にして部外者が侵入しにくい環境をつくる。 ●住宅地や駐車場、公園などの敷地の領域を明確にするため、フェンスや花壇で周りを囲う。 ●落書きやごみをなくすなど、きちんとした施設管理を行う。

I. ハード面の取り組み

○防犯カメラ・防犯灯の整備

① 防犯カメラの整備

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざす中で、防犯カメラは、街頭犯罪の抑止、子どもや女性の安全確保にとって重要な役割を果たすものであり、防犯カメラの映像が早期の事件解決に繋がるケースが増えています。今後も、警察や地域と連携しながら、犯罪発生状況やまちづくりの進捗状況に応じて必要な箇所への設置を進めます。

② 地域での防犯灯の整備・維持管理の補助

地域における犯罪の未然防止と、安全で明るい地域づくりの一環として、町会（自治会）などが取り組む防犯灯の整備・維持管理について補助します。また、エネルギー効率と耐久性に優れ、温室効果ガス排出削減と維持管理費減少にも繋がるＬＥＤ防犯灯の普及を図ります。

～防犯灯の今後のあり方について～

防犯灯の歴史は、夜の街が、女性や子どもたちが安心して歩けなかった昭和 30 年代にはじまり、その後、半世紀以上を経過して現在に至っています。

昭和 36（1961）年、政府は、闇における犯罪防止、公衆の安全を図る目的で「防犯灯等整備対策要綱」を閣議決定し、その年の暮れから全国的に“明るい街づくり運動”が展開されたことで、防犯灯が盛んに設置されるようになりました。

市においても、昭和 56（1981）年より、地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを推進することを目的として防犯灯補助金交付要綱を整備するとともに、地域における防犯灯の設置が進められてきました。

平成 3（1991）年には、防犯灯の設置を促進するため、地域の防犯目的を持って設置された防犯灯の電気料金に対する補助も開始しました。

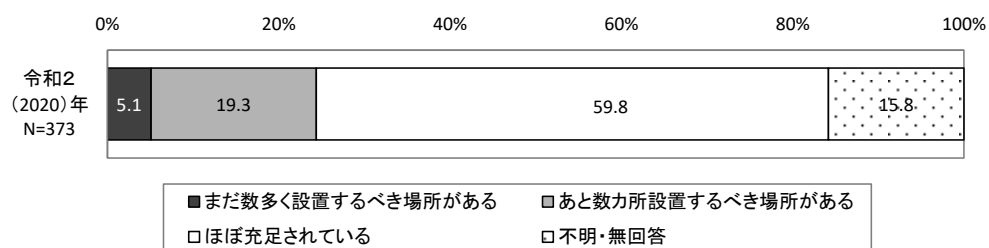
また、平成 21（2009）年度からポール設置についての補助を開始するとともに、平成 23（2011）年度からは、ＬＥＤ防犯灯が広く普及してきた状況を受けて、蛍光灯 32W相当以上のＬＥＤ防犯灯の新設・取替に補助を開始し、現在に至っています。

市民の安全・安心の意識の高まりとともに、まち全体をより明るくしていくという考え方で防犯灯の設置を推進してきた結果、防犯灯の設置は急速に進み、令和 5（2023）年度末現在で約 20,000 灯あり、夜間における「安心感」は格段に向上したといえます。令和 2（2020）年に実施した自治振興委員（防犯委員）へのアンケート調査結果でも、防犯灯は「あと数箇所設置するべき場所がある」「ほぼ充足されている」をあわせると、9 割を超えています。

しかしながら他方では、町会（自治会）の加入率低下などにより防犯灯の設置・維持管理が困難となっている地域が生じています。

このような状況をかんがみ、かねてより課題解決策を検討しています。引き続き、市民の皆さんの意見をお伺いしながら、防犯灯の設置・維持管理について持続可能な仕組みづくりを進めていきます。

■令和 2（2020）年度自治振興委員アンケートより「今後、新たに防犯灯を設置する予定の有無」



③ 宅地開発に伴う防犯灯整備などの促進

戸建住宅の開発にあたり、開発面積が、0.3ha 以上または戸数が 100 戸以上などの場合に開催される庁内関係各課による開発問題協議会の場において、事業者に対し、町会（自治会）などと協議しながら、積極的に防犯灯設置などを行うよう促すとともに、一戸一灯運動の周知に努めるよう働きかけます。また、小規模の開発の際には、開発業者に対し防犯の取り組みを促します。

○道路・公園などの安全確保

① 道路の安全点検と安全の確保

安全で快適な道路交通を確保するため、道路照明灯やカーブミラー、フェンスなどを整備するとともに、犯罪抑止の観点から、大阪府と連携し、沿道の樹木を剪定するなど、見通しの良い環境をつくれます。

② 公園や水路敷などの安全確保

公園の新規整備などにおいて、地域とワークショップなどを開催し、照明の配置、数量を決定します。他の公園においても、地域との協議のうえ、利用者の安全・安心を図るうえで効果が発揮できると判断される場合は照明を設置します。開発帰属公園についても、照明の配置や数量を協議のうえ、設置します。

また、水路敷を活用した散策道を整備する際には、効果的な照明灯の設置を行うとともに、公園や水路敷など、不特定多数が利用する公共的空間の樹木を定期的に剪定し、見通しの良い環境をつくれます。

Ⅱ. ソフト面の取り組み

○環境美化

① 地域での美化活動の促進

清掃活動や路上喫煙マナー啓発活動など、美化推進についての取り組みを、八尾をきれいにする運動推進本部や路上喫煙マナー向上推進員など、地域や事業者との連携により快適で美しいまちづくりをめざします。

② 立て看板・ビラなどの撤去

違法な立て看板・チラシ・ビラなどの撤去（クリーンアップロード作戦）に取り組みます。

③ 花いっぱい運動

地域活動団体に花苗を配布することで身近に花と緑を増やし、潤いのあるまちづくりを進めるとともに、運動を通じて住民同士の交流を図ります。

○環境管理

① 空家等の適正管理

空家等の適正管理を所有者などに助言・指導することで、犯罪の抑止に繋がっていきます。

② 遊休農地化の防止

雑草が繁茂するようになると道路からの見通しが悪くなることから、農地バンク制度などを活用し、農地の遊休化の防止に努めます。

③ 放置自転車対策

駅周辺において、安全に通行できる空間を確保し、環境美化に努めるため、放置自転車の移動保管活動を行うとともに、啓発活動に取り組みます。

(3) 犯罪被害に遭わないための防犯対策

I. 子ども・青少年への防犯対策

① 青色回転灯付公用車による巡回活動

校区まちづくり協議会において校区まちづくり交付金を活用した青色防犯パトロール事業が積極的に行われています。この事業に併せて、青色回転灯付の公用車を活用した巡回活動を実施し、各種団体によるパトロールや見守り活動との相乗的な防犯対策に取り組みます。

② スクールガード・リーダーの活動促進

登下校時の子どもたちの安全確保を図るため、警察官OBなどをスクールガード・リーダーとして委嘱し、巡回指導やPTAなどで取り組む子どもの安全見守り隊の活動に対する指導や支援を行い、効果的な見守り活動の実施に努めます。

③ 「こども110番」運動の普及

子どもの安全確保のため、地域の協力家庭や事業所が「こども110番の家（店）」の旗を掲げたり、「こども110番」のステッカーを貼った車両が走ったりすることにより子どもたちを犯罪から守る見守り活動の輪を広げます。

④ 通学路などの安全確保

通学路の点検を実施し、スクールゾーン表示の補修や、老朽化した通学路表示ポールの撤去を行うなど、通学する子どもたちの安全確保に努めます。

⑤ 学校、認定こども園などの防犯管理体制の強化

児童の安全確保を図るため、市立学校に防犯カメラ等を設置します。また、施設内への不審者侵入などの緊急事態に備え、教職員などによる実践練習や危機管理マニュアルの見直しに取り組むとともに、施設内の植栽を定期的に剪定するなど、安全確保に努めます。

⑥ 学校の安全性確保

児童生徒が災害発生時や不審者侵入時に自分や他人の安全を確保できるように、必要な能力を育みます。

⑦ 薬物乱用の防止

薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守るため、小・中学校などにおける薬物乱用防止教室やイベント等で配布するパンフレットなどの提供や、薬物標本・啓発パネルなどの貸出しを行います。

⑧ 闇バイトの危険性の啓発

闇バイトは、SNS やインターネットを利用し、詳しい内容は明かさず「高額バイト」「即日入金」等の甘い言葉で広く募集をかけ、本人の自覚がないまま特殊詐欺の受け子や出し子、強盗事件の実行役等に加担させられる悪質なものです。青少年が闇バイトに関わることをないように、警察や学生防犯隊等と連携しながら、その危険性について啓発していきます。また、様々な手段や媒体を用いて児童生徒に対し、闇バイトの危険性について学んでもらう機会を設けます。

⑨ 八尾市再犯防止推進計画に基づく支援

本市では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯防止に関する施策を推進するため、令和 7（2025）年 3 月に「八尾市再犯防止推進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定しました。令和 4（2022）年の全国における刑法犯検挙人数に占める再犯者の割合は 47.9%となっており、関係機関と連携して、継続的に再犯防止や更生保護に関する取り組み、保健・医療・福祉サービス等による支援を進めることで、犯罪発生及び犯罪による被害を防止し、安全安心のまちづくりの実現をめざします。

II. 女性・高齢者などへの防犯対策

① 特殊詐欺や悪質商法の被害防止

警察や消費者団体など関係機関と連携し、特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、消費者教育講座を実施するなど、被害防止のための啓発を行います。また、警察や各種関係団体（特殊詐欺が発生しやすい金融機関や商業施設）等と連携し、簡易型電話取り付け機等の防犯グッズの配布や特殊詐欺対策機能付き電話機の貸出し事業を実施します。

② 女性に対する犯罪被害防止の啓発

警察と連携し、駅周辺で痴漢防止の啓発ティッシュなどの配布や犯罪被害防止の防犯教室を実施し、犯罪に遭わないための啓発を行います。

③ 高齢者に対する見守りと相談体制の充実

高齢者が孤立せず、いつまでも住みなれた地域で安全で安心して生活できるよう、見守りネットワークや「高齢者あんしんセンター※」を中心とした見守り体制の充実を図ります。また、高齢者が抱く不安（健康、福祉、介護など）に対しては、高齢者あんしんセンターにおいて相談に応じるなど、総合的な支援に努めます。

※高齢者あんしんセンター：高齢者を健康・福祉・介護など、総合的に支えるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、高齢者本人や家族に対する相談や支援を行う機関。八尾市では、市の直営1か所、地域型15か所の計16か所を設置

④ 防犯教室の開催と犯罪発生状況などの情報提供

社会的弱者を対象とした防犯教室を警察と連携して実施するとともに、犯罪発生状況などの必要な情報を収集・提供し、被害防止のための啓発を行います。

⑤ サイバー犯罪※の防止

誰もが日常的にパソコンやスマホを使う時代となり、インターネットやメール、SNSなどを介して高齢者などが詐欺などのトラブルに巻き込まれるケースが急増していることから、ネット詐欺などコンピュータやインターネットを悪用した犯罪の被害に遭わないよう、被害防止のための啓発を行います。

※サイバー犯罪：不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する犯罪、ネットワーク利用犯罪の4種類に該当する犯罪

（４）犯罪被害者等への支援

八尾市犯罪被害者等支援条例に基づく支援

本条例に基づく犯罪被害者等への支援は以下のようなものが挙げられます。

- ・見舞金の支給（※支給には一定の条件があります。）

名 称	対 象 者	見舞金の額
遺族見舞金	・人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、市民が死亡した場合	300,000円
重傷病見舞金	・人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、市民が医師の診断により1か月以上の療養、かつ3日以上入院を要する傷害又は疾病を負った場合 ・人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、市民が医師の診断により1か月以上の療養、かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患を負った場合	100,000円
不同意性交等被害見舞金	・市民が不同意性交の被害に遭った場合	100,000円

・犯罪被害者等からの相談及び情報の提供

被害者等から相談があった場合、まず総合的対応窓口である危機管理課で受けつけ、支援が可能な窓口を案内します。庁内だけにとどまらず、警察やアドボカシーセンター等の支援機関と連携を図りつつ、被害者の一日でも早い回復を支援します。

【主な支援一覧】

(庁内連携窓口一覧)

	相 談 受 付 内 容	お 問 合 せ 先
人権	人権侵害/人権相談（DV）に関すること	人権政策課（本館 3 階）
生活支援	無料の法律相談	コミュニティ政策推進課（本館 3 階）
	庁内の行政手続に関する通訳（中国語・ベトナム語）	コミュニティ政策推進課（本館 3 階）
	転入・転出・転居に関すること	市民課（本館 1 階）
	住民基本台帳事務にかかるDV等支援措置に基づく証明書の閲覧制限	市民課（本館 1 階）
福祉支援	こころの健康相談	保健予防課（八尾保健所 1 階）
	高齢者に対する総合的な相談	高齢介護課 地域支援室（本館 1 階）
	自立に向けた臨時的な貸付（生活援護資金）の相談	地域共生推進課（本館 3 階）
	生活困窮に関する相談	生活支援相談センター（社会福祉会館 1 階）
	生活保護の相談に関すること	生活福祉課（本館 2 階）
児童・生徒支援	区域外就学相談及び手続きに関すること	学校教育推進課（本館 7 階）
	放課後学習推進事業（小学生のみ）に関すること	学校教育推進課（本館 7 階）
	児童生徒の悩み相談（大阪府公立学校スクールカウンセラー）	学校教育推進課（本館 7 階）
	いじめに関すること	こども・いじめ何でも相談課（生涯学習センター1 階）
こども・青少年支援	こどもや子育ての悩みに関すること	こども・いじめ何でも相談課（生涯学習センター1 階）
	こどもの医療費助成に関すること	こども若者政策課（本館 7 階）
	ひとり親家庭への医療費助成に関すること	こども若者政策課（本館 7 階）
	児童手当の給付に関すること	こども若者政策課（本館 7 階）
	児童扶養手当の給付に関すること	こども若者政策課（本館 7 階）
	ひとり親家庭に関すること	こども若者政策課（本館 7 階）
	ひきこもり等の相談に関すること （ひきこもり等若者相談窓口）	（社福）つむぎ福祉会（南本町 1-5-25）

	相 談 受 付 内 容	お 問 合 せ 先
障がい者 支援	障がいの手続きに関すること	障がい福祉課（本館 1 階）
	障がい者の虐待に関すること	障がい福祉課（本館 1 階）
就労	就労支援について（就労相談）	労働支援課（八尾商工会議所 1 階）
住宅支援	市営住宅の相談に関すること	住宅管理課（西館 1 階）
	セーフティネット住宅に関する情報提供	住宅政策課（西館 1 階）
	大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度に関する情報提供	住宅政策課（西館 1 階）

（庁外連携窓口一覧）

関 係 機 関	連 携 内 容
大阪府警・八尾警察	市からの照会に対し、被害届の内容確認 犯罪被害者給付制度の案内
大阪府（治安対策課）	府の支援内容の案内（例）府営住宅の案内、損害賠償請求の再 提訴費用の助成金の案内等
アドボカシーセンター	府公安委員会指定で早期支援団体として登録されており、専 門カウンセリングの案内、 付き添い事業（裁判所等）の紹介
大阪 S A C H I C O （松原市阪南中央病院）	性被害時の被害直後から総合的支援（24 時間 365 日ホットラ イン） 中長期的な支援が必要な場合に紹介。 （産婦人科的診療・カウンセリング、弁護士紹介） 正式名称）Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka
八尾市立病院	協力医療機関（府内 10 病院） 性被害時の医療支援（治療、証拠物の採取） 中長期的支援が必要な場合、大阪 S A C H I K O へ引き継ぐ
法テラス（日本司法支援 センター）大阪弁護士会 館（西天満）	刑事手続きの流れ、支援制度などの法制度、 弁護士費用の助成制度の案内

2. 市民等の取り組み

八尾市地域安全条例では、市民の役割として「自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して地域安全の推進のために必要な活動を行い、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と定めています。

市民等は、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現をめざして、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えを持つことが重要です。また、地域において、市民および町会（自治会）、防犯ボランティア団体などが連携を深め、啓発活動を行うとともに、市民一人ひとりが、幅広い知識を持ち、地域ぐるみの活動に活かすことが必要です。

以下に、現在進めている具体的な対策の取り組み事例をまとめます。今後必要となる対策については、引き続き、市、地域、警察、関係団体が協議を重ねながら具体的な取り組みを進めていきます。

（１）身のまわりの安全対策

【主な取り組み例】

- ① 施錠の徹底、補助錠・センサーライト・防犯カメラの設置
- ② 住宅周辺の見通しの確保
- ③ 一戸一灯運動（門灯、玄関灯の終夜点灯）への協力
- ④ 「安まちメール」への登録
- ⑤ 子どもの登下校時などに合わせた犬の散歩やジョギングなどの実施
- ⑥ 犯罪に遭ったとき、または遭いそうになったときの警察および市へのすみやかな情報提供

（２）地域、関係団体における安全対策

【主な取り組み例】

- ① 「こども１１０番の家」への協力
- ② 地域の危険箇所の把握
- ③ 美化活動の実施
- ④ 啓発物品の配布・掲示
- ⑤ 広報紙による啓発
- ⑥ 声かけ運動などの子どもの見守り活動
- ⑦ 町会（自治会）などの防犯ボランティアによるパトロール
- ⑧ 青色回転灯付パトロール車による巡回
- ⑨ 歳末警戒パトロールの実施
- ⑩ 社会的弱者への家庭や近隣での見守り活動
- ⑪ それぞれの団体によるキャンペーンや講演会の実施

(3) 防犯灯の整備

【主な取り組み例】

- ① 町会（自治会）での計画的な設置
- ② 定期的な点検と維持管理

(4) 防犯教室、キャンペーンなどへの参加

【主な取り組み例】

- ① 市、警察、関係団体などが行うキャンペーン、防犯教室などへの参加・協力
- ② 防犯講演会などで習得した知識をそれぞれの地域に還元することによる、防犯知識と意識の普及

3. 事業者の取り組み

八尾市地域安全条例では、事業者の役割として「その事業活動に関して地域安全の推進のために必要な措置を講じ、地域安全の確保に貢献するとともに、その所有又は管理に係る土地及び建物その他の工作物を適正に管理し、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする」と定めています。

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に向け、必要な措置を講じるとともに、地域住民と連携・協力して地域の防犯活動に取り組むことが重要です。

また、防犯施策などの円滑な推進のために、市、市民および関係機関などと連携して活動することが必要です。

以下に、現在進めている具体的な対策の取り組み事例をまとめます。今後必要となる対策については、引き続き、市、地域、警察、関係団体が協議を重ねながら具体的な取り組みを進めていきます。

(1) 施設における安全対策

【主な取り組み例】

- ① 施錠の徹底
- ② 補助錠や強化ガラスの設置
- ③ 敷地内照明の整備および夜間点灯
- ④ 施設周辺の見通しの確保
- ⑤ 警備の強化
- ⑥ 防犯カメラ、センサーライトなどセキュリティ装置の設置
- ⑦ 特殊詐欺被害防止マイスター※の配置

※特殊詐欺被害防止マイスター：警察署主催の防犯講習会に参加した金融機関の職員を、「特殊詐欺被害防止マイスター」として認定している

(2) 従業員への啓発

【主な取り組み例】

- ① 防犯教室などの開催
- ② 防犯マニュアルなどの作成
- ③ 市、警察、関係団体などが行うキャンペーン、防犯教室などへの参加および協力
- ④ 自動車などによる啓発活動の推進

(3) 地域の一員としての取り組み

【主な取り組み例】

- ① 地域の防犯ボランティア団体などとの連携
- ② 「こども110番の店」への協力
- ③ 青少年の健全育成のための取り組みへの協力

第7章 計画の推進体制

1. 全市的な推進体制

全市的な推進体制として、八尾市地域安全条例を効果的に運用するために設置している「八尾市地域安全推進会議」において、市、地域、警察、事業者、関係機関、関係団体が連携を図り、この計画の基本目標である「安全で安心して生活することができる地域社会の実現」に向けた、地域安全の推進に関する協議を行います。

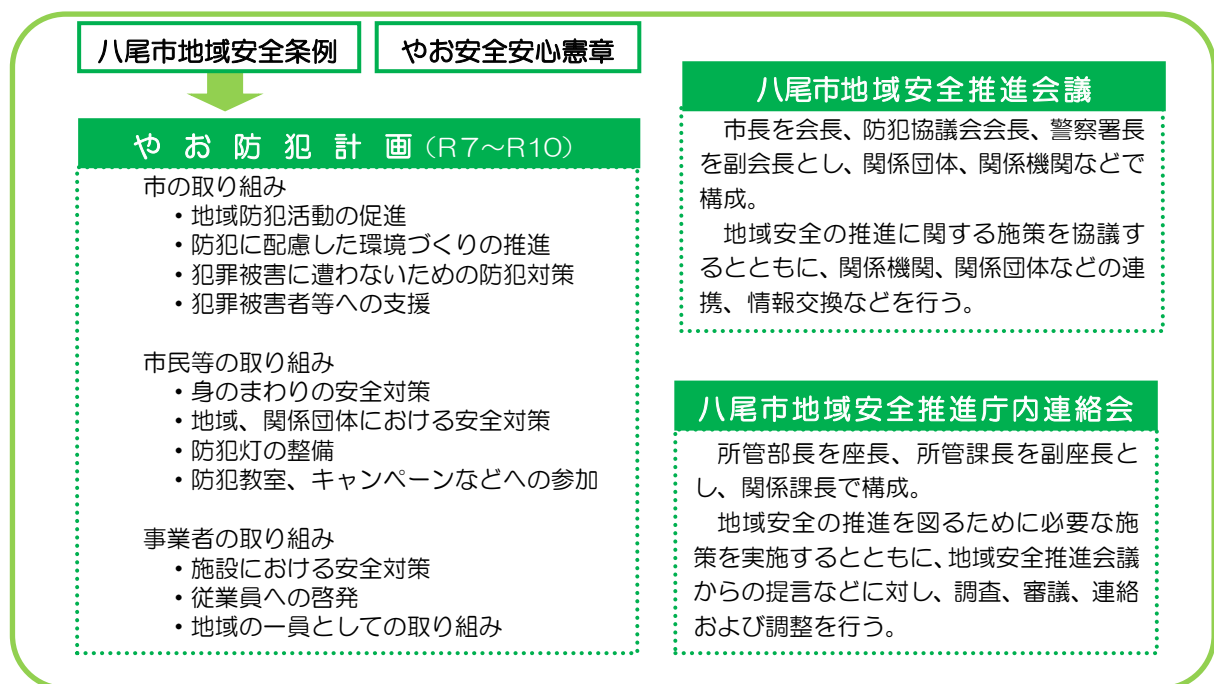
2. 地域における推進体制

地域における推進体制として、「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、地域での防犯活動をさらに効果的なものにするため、防犯委員（自治振興委員）をはじめ、市、警察、学校、事業者、関係機関、関係団体が連携して活動を推進します。

3. 庁内の推進体制

庁内の推進体制として、地域安全の推進を図るための必要な施策を実施するために設置している「八尾市地域安全推進庁内連絡会」において、八尾市地域安全推進会議からの提言に対する調査、審議を行うとともに、市が行う具体的な取り組みや進捗状況についての連絡・調整を行います。

また、緊急事案発生時および地域からの防犯に関する要望などに対しては、庁内関係課および警察などが協議する場を設け対応に努めます。



おわりに

この計画では、市・市民・警察・事業者などが、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような自主的な活動ができるのか、それぞれの立場から実施すべき取り組みをまとめました。

冒頭に触れましたように街頭犯罪は令和3（2021）年度より増加傾向にあり、女性や子どもを狙った性犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺が大阪重点犯罪に指定されているように、社会的に弱い立場におかれた方々が犯罪者に狙われる被害が多発しています。また、アンケートの結果から地域のコミュニティ（連帯感）が希薄になってきていると感じる人の増加や実際に防犯活動に参加している人の減少など防犯に関する課題が生じています。

こうした状況の改善はもとより、この計画で掲げた『安全で安心して生活することのできる地域社会の実現』は、この計画に基づく取り組みや目的を広く周知し、市・市民・警察・事業者が共通の想いをもち、互いに協力関係を構築しながら着実に進めていくことが重要です。しかしながら、現在、実施されている取り組みの中には、地域のコミュニティ（連帯感）の希薄化のような時代の変化とともに、減少・後退しているといった状況があります。その取り組みを今後も継続させていくための工夫や今後の在り方についての検討も行っていく必要があります。

また、確実な情報収集と分析、関係機関などとの共有を図り、市民生活に直結する情報は速やかに発信していくことも必要です。「今、何が起きているのか」、その確度を吟味し、迅速に関係機関、関係団体と情報共有することにより、関係機関、関係団体との連携（分担、支援など）を最大限に発揮し、地域の力を高めていきます。

安全で安心な八尾市をともに築いていくため、引き続き、皆様のなご一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【資料】

＜八尾市地域安全条例＞

平成 14 年 12 月 20 日

八尾市条例第 36 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地域における犯罪、事故等の発生を防止するため、市、市民及び事業者が、人権擁護に配慮しつつ、果たすべき役割等を明らかにするとともに、安全意識の高揚と地域安全の推進に関して基本となる事項を定めることにより、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、地域安全の推進を図るため、広報、啓発、環境整備及び計画策定等の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関及び関係団体と連携を図るとともに、児童、障害者、高齢者その他援護を必要とする者の安全に特に留意するものとする。

3 市は、地域安全の推進に寄与すると認められる活動を行おうとする市民及び事業者に対し、適当と認められる範囲において、指導、支援、情報提供等を行うことができる。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して地域安全の推進のために必要な活動を行い、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、その事業活動に関して地域安全の推進のために必要な措置を講じ、地域安全の確保に貢献するとともに、その所有又は管理に係る土地及び建物その他の工作物を適正に管理し、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域安全モデル地区）

第 5 条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市域内に地域安全モデル地区を指定することができる。

（推進組織）

第 6 条 市長は、この条例を効果的に運用するため、推進組織を置くことができる。

（安全を考える日）

第 7 条 市、市民及び事業者の安全意識の高揚を図るため、市に安全を考える日を定める。

2 安全を考える日は、10 月 1 日とする。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

＜八尾市地域安全推進会議＞

八尾市地域安全条例（平成 14 年八尾市条例第 36 号）第 6 条の規定に基づき、安全で安心して生活することのできる地域社会の実現のため、平成 15（2003）年 4 月 1 日に八尾市地域安全推進会議を設置しました。

市長を会長、防犯協議会会長、警察署長を副会長とし、関係団体、関係機関および地域代表などで構成しています。

地域安全の推進に関する施策を協議するとともに、関係機関、関係団体などの連携、情報交換などを行っています。

組織構成

会 長	八尾市長
副会長	八尾警察署長
	八尾防犯協議会会長
委 員	八尾市自治振興委員会代表
	八尾市女性団体連合会代表
	八尾市高齢クラブ連合会代表
	八尾市障害者団体連合会代表
	八尾市青少年育成連絡協議会代表
	八尾地区保護司会代表
	八尾地区更生保護女性会代表
	八尾市 P T A 協議会代表
	八尾市民生委員児童委員協議会代表
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会代表
	八尾市人権啓発推進協議会代表
	八尾市消費問題研究会代表
	八尾事業所防犯協会代表
	八尾少年補導員連絡会代表
	八尾商工会議所代表
	大阪府八尾土木事務所長
	八尾市消防団長
	地域代表

＜やお安全安心憲章＞

市では、平成 17（2005）年 10 月に、「やお安全安心憲章」を制定しました。

平成 15（2003）年に施行された八尾市地域安全条例の目的を、より多くの市民に周知するとともに、安全・安心に関する活動において、市民が取り組むべきことがらを多面的に示しながら、身近でわかりやすく、世代を越えた共通認識として次世代に継承できる内容となっています。

また、憲章は、市政だより・ホームページへの掲載、チラシの配布などによる PR を行うとともに、憲章旗などを作成し、関係会議・各種啓発事業で唱和することなどにより広く周知しています。

やお安全安心憲章

八尾市は、中世において自治都市「寺内(じない)町(ちょう)」として栄えるなど、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。

わたくしたちは、このまちの豊かな資源を自然災害や犯罪などがもたらす被害から守り、自立と助け合いの精神のもと、だれもが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、ここに憲章を定めます。

1. 市民一人ひとりが防災・防犯意識を高めましょう。
1. ひとを思いやるやさしさを持ち、共に助け合う地域をつくりましょう。
1. 豊かな地域活動をはぐくみ災害や犯罪に強いまちづくりを進めましょう。
1. 未来を担(にな)う子どもたちを犯罪から守りましょう。
1. 社会のルールを守り、地域の和を尊重しましょう。

平成 17 年 10 月 1 日

八 尾 市

第4次やお防犯計画

～安全で安心して生活することのできる地域社会の実現～

令和7(2025)年3月発行

編集・発行 八尾市 危機管理課

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL (072)924-3817(直通)

FAX (072)924-3968

E-mail kikikanri@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R 6-199